

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| | | | |
|--|--|------------|--------------|
| 予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (21 . 2 定) | | | |
| 日 時 | 平成 2 1 年 6 月 1 9 日 (金) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 0 3 分 |
| 場 所 | 第 2 委 員 会 室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出 席 委 員 | 高橋委員長、大竹副委員長、千葉・吹田・菊地・中島・濱本・ 林下・前田 各委員 | | |
| 説 明 員 | 教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理 各部長、保健所長、 会計管理者、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者 | | |
| <p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記 記録担当</p> | | | |

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、林下委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。鈴木委員が前田委員に、大橋委員が吹田委員に、山口委員が林下委員に、新谷委員が中島委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

前田委員

マリンロードの清掃について

市道のマリンロードの関係についてお伺いいたします。

まず、マリンロードの設置目的と供用開始はいつだったのかについてお聞きいたします。

（建設）建設事業課長

マリンロードの設置目的ですが、築港駅前広場の南側から北側若しくは商業施設といったところに通じる道路としてつくられたということでございます。供用開始につきましては、平成11年2月16日となっております。

前田委員

当時、建設費はどのくらいかかったのでしょうか。

（建設）建設事業課長

その点につきましては、資料を持ち合わせていませんので、後ほど答えさせていただきます。

前田委員

概算でもいいです。

（建設）建設事業課長

繰り返しになりますが、非常に金額が大きかったというのは認識しているのですけれども、正確なものは今その資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答えさせていただきます。

前田委員

当時私も議会にありましたから、建設費用というか、設置そのものについてもずっと議論があったかと思います。

それで、それ以後10年が経過するわけですが、直近の通行量の推移をお聞かせください。

（建設）建設事業課長

通行量に関して経年で調査しているという資料はございません。開設当時は非常に多かったということは認識しておりますが、感覚的な推測でございますけれども、最近大分減少してきたといった認識であります。

前田委員

たしか通行量の調査をしていたのではないですか。しているはずですよ。

（建設）建設事業課長

市ではそういった調査というのは、私を知る限りはしていないということで認識しております。

前田委員

そうしたら、その後聞こうと思っていた、祭だとか催事、つまり潮まつりとか花火大会とか、そういう関係で小樽築港駅を利用する乗降客が通行すると思うけれども、そういった数も全然統計をとっていないのですか。

（建設）建設事業課長

そういった催事など、その都度の調査というのはしていませんので、資料としては持ち合わせていません。

前田委員

どこかの部署で通行量は調査していると思います。そうしないと、観光客がどれだけ入ったとかということに結びついていかないわけです。それで、押さえていないと言うから、これ以上その部分は聞きません。

それで、マリンロードの清掃業務は直営ではなく、恐らく委託しているのだらうと思いますが、委託しているなら、請負契約の金額と清掃業務の主な内容及び作業場所について、お聞かせください。

（建設）建設事業課長

マリンロードの清掃業務ですが、契約金額につきましては年間43万920円となっております。清掃内容につきましては作業場所、清掃する場所ですが、まず階段室 A、B、C、D の 4 か所となっております。また、マリンロードの通路が2,000平方メートルぐらいとなっており、合計で2,689平方メートルとなっており、年間6回、2か月に1回ということで奇数月に実施しております。その内容につきましては床の掃き掃除、手すり、一部ドアのガラスのふき掃除、それから窓の棧のふき掃除、それからボーダーといいまして、床の上に窓側に出っ張りがあるのですが、その上部のふき掃除、それから消火器のところのふき掃除、そういった6項目が作業内容となっております。

前田委員

その A、B、C、D と言われてもわからないので、具体的に教えてください。

（建設）建設事業課長

マリンロードに階段が4か所あります。それで、国道側から上がる部分が階段室 A。それから中央部分で商業施設とつながる部分の真下につながる部分が階段室の B。それから、C が海側の手宮側に出る階段室。それから、D が海側の公園側に出る階段室です。

前田委員

私もすべてを見ているわけではないのですが、今のところはわかりました。このマリンロードにはトイレとかエレベーターというのはないのですか。もしあるとすれば、それは清掃業務の中に入っているのですか。

（建設）建設事業課長

エレベーターは清掃業務の中に入っております。また、あそこにあるのは駅のトイレでして、市のトイレではありませんで、それは入っておりません。

前田委員

契約の中身は、私は見ていませんけれども、受託業者が直でやるのだらうと思いますけれども、これを再委託するとか、そういう関係はどうなっているのですか。

（建設）建設事業課長

そのメンテナンス会社の従業員が来て作業しているというふうに我々は認識していますので、再委託といった事実はないと思います。請負業者が直営でやっていると認識しております。

前田委員

そうしたら、実態は請負業者が直営でやっているということで、俗に言う丸投げではないということなのですね。

それで、もう一つお聞きしたいのですが、契約書に基づく清掃業務の仕様書の中で、清掃のレベル、仕上げに関する記述というのはどのような内容になっているのですか。

（建設）建設事業課長

作業の内容については先ほど申しましたとおりなのですが、終了後にその報告を受けて、それで必要に応じて委託者が指示を行うといったことになっておりますので、もし徹底されていない部分があれば、我々が指示してまたやってもらうといったような取扱いになっております。

前田委員

要するに仕事の仕上げというような部分、ただ掃く程度なのか、しみがあればしみをとるのか、その辺のそういう記述はどのようになっていますか。そういう記述的な問題です。

（建設）建設事業課長

作業内容の項目は定めておりますが、そのレベル、水準までは明記しておりません。

前田委員

水準まで示されていないのであれば、どういう水準なのか。ただやりましたという報告があれば、これで 2 か月に 1 回の清掃が、終わりましたということなのか。そういう程度の委託契約の内容なのか。いかがですか。

（建設）建設事業課長

当然床を掃いたり手すりをふいたりしたらごみが残らないような状態になっていますので、それが水準といえは水準になりますが、そういったものを確認しております。

前田委員

では、この現場の作業が終わった後、自分というか委託者が行って点検したりしているのですね。いかがですか。

（建設）建設事業課長

私も昨年は 1 回か 2 回確認していますし、担当者が終わった後に確認しております。

前田委員

それで問題がないということになっているのですね。

（建設）建設事業課長

作業内容に記された内容での業務は行われていると認識しているところです。

前田委員

それで、先ほどお聞きしました作業内容、掃き、手すり一部ドアガラス、窓の棧、ポーター、消火器の箱、これをどうするというのですか。

（建設）建設事業課長

この部分のふき掃除をするということです。

前田委員

そこで、若干ずれるかもしれませんが、ここの委託料は 43 万円ほどですが、本市の市道は総延長で 500 キロメートル前後ありますけれど、この市道に関する維持・管理を含めた路盤の改良とか臨時市道整備事業とかいろいろなものがあるだろうと思いますけれども、そういう年間の総支出額というのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

それと、そのことについて 1 メートル当たりどのぐらいの費用がかかっているのか、マリンロードと一般市道との比較を教えてください。

（建設）建設事業課長

市内の市道総延長は約 580 キロメートルございます。維持管理費につきましては、今、年間で 1 億 9,900 万円となっています。それを 579 キロメートルで割りますと、1 メートル当たり約 343 円となります。また、臨時市道整備事業とか、そういった建設関連の事業費が 4 億円ほどありますので、それを加算すると約 6 億円ですので、先ほどの 3 倍ほどの約 1,000 円が維持・管理と造成費というふうになります。マリンロードに換算した場合ということなのですが、今マリンロードは約 133 メートルの延長でございますので、それに 1,000 円を掛けると 13 万円ぐらいということになるかと思えます。

前田委員

1 メートル当たり 13 万円だったら、四十何万円となり、全然合わないのではないのか。

（建設）建設事業課長

1メートル当たり1,000円掛ける133メートルで、マリンロードの延長に換算すると年間13万円ということです。

前田委員

四十何万円を133メートルで割れば出るのではないのか。

（建設）建設事業課長

マリンロードにつきましては約3,230円というふうになります。

前田委員

それで、何でこんな話をしているかといいますと、私も昨日ちょっと見てきました。後からまた話そうと思いますが、このマリンロードに関して、特に清掃、美観、これらに関して苦情の電話、投書、その他、市に寄せられたことはありましたか。

（建設）建設事業課長

昨年、電話でマリンロードが非常に汚れているといった苦情がございました。それで、今の状況を説明しまして、特に汚い部分については我々が行って直営で掃除をするといった対応をした経緯がございます。綿ぼこりがひどいということでしたので、階段部分の窓枠とか、そういったところにある綿ぼこりを直営で清掃しました。

前田委員

綿ぼこりを直営で清掃したということのようですねけれども、現在どのようになっているか実態を把握していますか。

（建設）建設事業課長

前回の清掃は4月31日と5月1日ということで、それから約1か月以上たっておりまして、また綿ぼこりとか、そういったものが積み重なって汚れが目立つような状況にはなっておりません。

前田委員

供用開始から10年が過ぎたわけですけれども、あのように天井も床も壁もある、いわば建物のようなものですが、美観を保つという意味で、これまでに何かそういう委託契約以外の内容で大がかりな清掃をしたことはありますか。

建設部次長

以前には窓ガラスを清掃したり、あるいは上がっていけるようなところの棧を清掃したりといったようなことは、直営でやっております。

前田委員

私も見てきて写真があるのですけれども、非常に汚れています。通路の両サイド、前後ろにももちろんあるのですけれども、床から数十センチくらいの壁面に風を入れるフードのような格子状のものがついているのです。全部汚れています。なおかつすすのようなものがついて、ぶら下がっているような状況です。あと手すりも、昨日同行した同僚議員も、すごく汚れていると言っていました。それと窓も汚れていまして、子供なのか大人なのかかわからないけれども、いろいろと漫画のようなものを指で書いている。そして、落書きのような状況になっている。エレベーターのところも、入り口の角が汚れているし、中のPタイルもすり減ってすっかり丸くなっているし、あの狭いボックスの中だけでも、結構落書き的なものもあつたし、汚れがひどいのです。

それで、私のところにこのことにつきましてちょっと連絡がありました。その方は、あまりにも汚れがひどいので洗剤を持って、エレベーターのところを掃除しに行った。けれども、なかなか落ちない。何とかならないかと言うから、私がこういう話をし、なおかつ現場を見てきました。写真も撮ってきたのですけれども、非常に汚れております。そういうちりが積もって汚れていると同時に、窓際なんかのいろいろな点々というようなのがありますが、それは恐らくジュースとか、そういうものを窓際で飲んで、こぼしたりしたところに糖分等が固まって、そ

ういう跡がついているのだらうと思います。

それで、先ほど清掃のレベルというかグレードがどの程度かと聞いたのですけれども、ふくだけということなので、ふくだけではああいうものは恐らく落ちません。私も仕事柄経験がありますけれども、やはり業者のポリッシャーで、そういう薬剤を使ってやっていかないと落ちないと思います。それも毎月のようにやればいいのですけれども、予算が限られていますから、とても四十何万円の予算では、恐らくポリッシャーの業務まで年 6 回はできないと思います。ここは供用開始から 10 年がたつわけですから、思い切って予算をつけて、今これから 7 月末にはおたる潮まつりもあるわけです。花火大会も初日と最終日の 2 回予定されているようであります。札幌方面から観光客の入り込みがあると、当然小樽築港駅でありて、あのマリンロードを通るわけです。第一歩を踏み入れたマリンロード側のあの状況を目の当たりにしたときに、小樽の印象をどのように記憶してまた戻られるのかということを考えて、私としてはちょっといただけないと、おもてなしとしては、あまりレベルの高いおもてなしではないと思います。

ただ、JR の駅舎のほうは、マリンロードよりは当然ずっとレベルの高い清掃をされています。だから、あの同程度にさせていただくと大変助かるのでありますけれども、どうかお願いしたいところなのですが、建設部長、どうですか。

建設部長

今、委員のほうからいろいろございました。原部としても非常にあの部分について苦慮しているところであります。日常的に市民の皆さんがいろいろ使われて、そして清掃も 2 か月に一度ということなので、なかなか十分行き届いた管理ができていないという部分はあろうかというふうに思っております。今、これから観光シーズンを迎え、潮まつりも控えているということなので、一部階段室等については何とかやりくりしながら、少し清掃等をやっというふうには今考えております。それから、通路部分についても、どこまでできるかこれから検討させていただこうとは思っておりますけれども、何とかそういう祭り等々、市外から来る観光客にも汚いと思われないよう、できる限りのことをやっというふうに思っています。

ただ、今後とも日常的にやはり汚れる部分ですので、どういった方法がこれからも可能なのかという部分については、いろいろと考えていかなければならないというふうに思っています。

前田委員

潮まつりもあるわけです。今、部長から御答弁もありました。何らかの形で実施したいということでありまして期待をしてもたよく注視してみたい、このように思います。市民の方も恐らく期待をしていると思います。そういうことで、ぜひ直営でできるのであれば直営、予算を組めるのであれば予算を組んで、この特に窓際がずうと汚れているのです。もちろんフードも全部そうなのですけれども、そういったことでぜひこの機会に、10 年に 1 度ですから清掃していただきたいと思います。

建設部副参事

冒頭に前田委員から御質問がありましたマリンロードの建設費と交通量の件について、先ほど答弁できなかったのですけれども、マリンロードの建設費としまして約 19 億 1,300 万円程度です。交通量につきましては、建設部では調査していないということで押さえております。

濱本委員

それでは、昨日に引き続きまして、代表質問に関連して幾つか質問させていただきます。

自治基本条例について

まず、参加と協働によるまちづくりの推進ということで、基本計画の中に自治基本条例制定の記述がありまして、制定に向けての取組についてお聞きし、御答弁もいただきましたけれども、その中で平成 19 年度に懇談会を開催し

た状況の中では、なかなか議論できる状況になっていなかったという御答弁をいただいております。この議論できる状況でなかったというのは具体的にどういうことだったのか、お答えいただきたいと思います。

（総務）企画政策室上石主幹

条例策定に当たりまして、市民の皆さんの声を聞くことが大切であることから、平成19年度に次期総合計画策定に向けて開催されました地区別懇談会、団体別懇談会で、自治基本条例についてパンフレットを制作しまして幾つかの会場で説明を行い、広く意見をいただく場を設けましたが、市民の皆さんには自治基本条例自体がどのようなものかということも、まだ理解や周知がされていないという印象を受けました。

濱本委員

二セコ町まちづくり基本条例みたいな例もあるのでありますが、どちらかというとそんなに広がっているという状況で、市民の皆さんに認知をされていない現状の中では、自治基本条例の話をしてもらってもなかなか理解できなかったのかというふうにも思います。それで、この自治基本条例の研究会を今年の1月に立ち上げたということで、基本的な考え方の整理などを行っているということでありました。最終的に次の段階で懇話会というお話もありましたけれども、まず基本的な考えの整理は終わったのかということと、それから今後の懇話会立ち上げの一定のめどについての御答弁もありましたけれども、今後のスケジュールについてお知らせいただきたいと思います。

（総務）企画政策室上石主幹

現在、庁内研究会で必要性やあり方についてまだ議論をしております。今後この整理が済みまして、一応年内には市民と有識者から成る懇話会を立ち上げていく予定であります。

濱本委員

最近で言うと函館市の例があるのですが、函館市ですと平成19年9月5日に検討委員会という第1回目の会合を行って、昨年12月15日まで約40回開催しています。そのほかにワークショップ等々市民周知も含めていろいろな活動をしておりまして、相当きめ細かくやっているというのが現実であります。函館市特有の事情もあるのでしょうか、小樽市もこのぐらい丁寧にする予定なのでしょうか。

（総務）企画政策室上石主幹

これから懇話会を立ち上げまして、そこから提言書が出まして、その後、実際に条例制定作業に入っていきわけですが、生きた条例にするためには、制定の前に市民の皆さんによく理解をもらう。条例だけではなくて、条例の必要性、あり方についていろいろな意見、例えばワークショップとかいろいろなフォーラムを開きながら、そういった中で皆さんの理解を得て初めて自治基本条例自体が生きた条例になると理解しておりますので、そういった意味におきましても十分時間をかけていく必要があると考えております。

濱本委員

自治基本条例の関係については指針として条例まで制定していないところもありますし、函館市みたいに条例という形になっているところもあります。ちなみに函館市は、大きな項目としては総則、情報公開・情報提供、住民参加・協働、政策形成活動、行政組織・職員、議会・議員という、そういう大きな項目でとらえております。議会・議員というのは私たちの問題ですけども、そこがないところ、外れている自治基本条例も現実にはたしかあると思いますけれども、小樽市としてはどういうふうに、議会・議員のところまで想定されているのでしょうか。

（総務）企画政策室室長

ただいまあり方等を検討している中で、議会をどう位置づけるのかということを検討することになると思うのですが、そのあり方がどうなのか学識経験者の意見をいただきながらやっていくことになると思うのですが、今の状況でいくとそのメンバーの中に議会事務局の方が入っておりますが、議員の方々は一切入っておりません。ということになりますと、一番最初に二セコ町でつくったまちづくり基本条例、それから旭川市、帯広市は、全く議会のほうに触れておりません。また、北海道の行政基本条例も議会は入っておりません。議会基本条例というのを別に

つくっているところもあります。たぶんこのままでいきますと、議会のほうで検討されることになろうかと思いますが、今たぶん検討されていないと思いますので、まちづくり基本条例的な方向に傾いていくのかという気はしております。

濱本委員

まちづくり基本条例的なものになると、今度議会は議会基本条例が必要になってくるのだらうと思うのです。もうそれを包含するような、包括するような自治基本条例であれば、当然議会・議員のことも含まれてくるので、そういう意味では我々も議会の一員としてこういうものが策定される将来の中に、最終的な途中の節目節目の中で、やはり参加をしていかなければならないのだらうという部分は考えておりますので、もしそういう方向性があるのであれば、お声がけというかアクションをしていただきたいというふうには思いますけれども。

（総務）企画政策室室長

自治基本条例というのは、やはり行政と市民と議会と三つのものが網羅されればそれがベストだと思っておりますので、現実には皆様もわかっておられますので、ぜひ議員の中で超党派で検討していただければ、当然こちらの条例のほうにも含めていくことを考えていきたいと思っております。

濱本委員

わかりました。私たちも努力しなければならないということで頑張っていきたいというふうには思います。

定住自立圏構想について

次に、広域連携の推進の話でお伺いしたいと思います。

定住自立圏構想について、本市が後志 5 町村と基本合意に至ったという新聞報道があったのですが、御答弁では今検討に取りかかった、協議を進めているとのことでした。ですから、新聞報道の基本合意が何を指すのかはわからないのですが、その辺についてもう少し詳しくお答えいただけますか。

（総務）企画政策室上石主幹

定住自立圏構想についてですが、現在、北後志 5 町村とこれから連携を組むに当たりまして、どういった項目について連携ができるのかということについて議論をしている最中でありまして、新聞報道のその合意に至ったということは、取組を進める以前に、国がこういう制度ができたということに当たりまして一緒に取り組んでいきませんかという確認といいますが、そういうことで始まるのが基本合意という形で新聞に掲載されたと思っておりますけれども、あくまでも現在その取組項目について議論をしている最中でありまして。

濱本委員

要は根本的な大前提の、簡単に言えば事務レベルの中で話をしましょう、わかりましたという本当の基本合意という理解でよろしいですね。

（総務）企画政策室上石主幹

今、委員がおっしゃったとおりであります。

濱本委員

それで、基本合意に至ってそういう話合いを進めているということなのですが、現在の進ちょく状況と、それから今後この協議がいつまで続いて、その結論は最終的にいつぐらいをめどに出すつもりなのか、その辺についてはいかがですか。

（総務）企画政策室上石主幹

先ほども言いましたが各町村と、小樽市もそうですけれども、本当にどういった項目で連携ができるのかということは今協議している最中でありまして。その協議の進ちょく状況によりましてけれども、一応年内をめどに小樽市として中心市宣言をしていきたいと考えております。

濱本委員

この定住自立圏構想が市長の御答弁の中でもメリットとして幾つか挙げられておりますので、やることによってそれぞれにいろいろな効果が表れるということなので、年内をめどに結論を出すということであれば、なるべく早く結果を見せていただきたいというふうに思います。答弁は結構です。

小樽 - 余市間の北海道横断自動車道について

次に、余市 - 小樽間の北海道横断自動車道の件ですが、代表質問の御答弁の中で、今の札幌自動車道朝里インターチェンジ、それから塩谷の（仮称）小樽西インターチェンジ、（仮称）余市インターチェンジ。余市はともかくとしても、その間でやはり今の計画のインターチェンジなりジャンクションでは、市内中心部へのアクセスは不十分であるということは認識しているというふうに私たちは理解しているのですが、それで間違いはないですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

小樽 - 余市間の北海道横断自動車道につきましては現在、東日本高速道路で着手しております。暫定 2 車線で行っております。インターチェンジには、塩谷に（仮称）小樽西インターチェンジの予定がありまして、（仮称）小樽ジャンクションもあるわけですが、それが余市のほうから来ますと、札幌のほうにしか行けないということになっておりまして、この辺については東日本高速道路株式会社（NEXCO）にも何回か話しております。そこで、どこかにインターチェンジをと考えたのですけれども、天神の新幹線の駅ができる部分なのですけれども、ここはトンネルから出ますと約 60メートルの高さがありまして、これは非常に難しいだろうということがありました。また、委員から御指摘のありました国道 393 号の部分なのですけれども、あそこですと明かり部分が 100メートル区間しかないということで、実際は 300メートルぐらい必要だということにして、非常に難しいというふうに考えています。ですから、小樽市といたしましても、中心部へ何らかの形で接続するような道路については考えていきたいと思っております。

濱本委員

要は今のままでは決して十分ではないという認識でいらっしゃる。それで御答弁の中には、当然相手のあることです。ですから今後とも話し合いを続けたいと。それは事務レベルなのか、どこのレベルなのかわかりませんが、工事が始まってしまえばということで時間的な制約もあるのでしょうか。せっかくできる道路が小樽にとってプラスにならないのであれば、通過してしまうという、まして後志、ニセコから来る皆さんがこれに乗った途端に、小樽におりないでそのまま札幌に行ってしまうということであればあまり意味のない話なので、ぜひともその点は粘り強く交渉をしていただきたいと思います。いかがですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

今お話がありましたように、（仮称）小樽ジャンクションと塩谷の（仮称）小樽西インターチェンジの間が約 15 キロメートルございまして、おっしゃるように、過去には国の基準では約 15 キロメートルから 20 キロメートルぐらいにインターチェンジを設置すると聞いてございましたけれども、そういったものも今いろいろ見直しをされているということがございます。主幹から説明をいたしましたように、構造的にかなり難しいという状況は把握しておりますけれども、今後ともそういったことが可能かどうかを含めて話し合いを続けていきたいというふうに考えております。

濱本委員

長橋小学校に設置予定の太陽光パネルについて

あと 1 点、2 点ですが、まず来年度、長橋小学校に太陽光発電パネルが設置されるということですが、小樽で公共の建物に太陽光発電施設が設置されるのはこれが初めてではないかという意味では大変期待をしております。こういう決断をしてくれた市長はじめ理事者の皆さんに大変感謝を申し上げます。

しかし、市内の一般家庭への普及促進の部分に関しては太陽光発電の費用対効果、それから市民の導入意欲など

を見極めていきたいという御答弁をいただいております。具体的にそういうものをどうやって判断するのかということもありますし、費用対効果の部分で言えば、せっかく長橋小学校にこういう太陽光発電パネルが設置されるので、学校にいる児童・生徒に対する環境教育としてデータ収集もそうですが、これからの市内への導入促進を目指す意味でのデータ収集というものもたぶん必要になってくるのだと思うのです。これが管轄は教育委員会ですから、たぶん縦割り行政でいくとそういう感覚にはならないというふうには思いますけれども、ぜひともそういう実証実験、あるいは本当に小樽で設置してメリットがあるのかなのか。それは国がこういうものを導入してくださいと言っている中で小樽ではできませんと言ったときに、小樽の気象条件なりなんなりを踏まえたときに、小樽では無理ですと言うためにもやはり必要だと思うのです。そのデータ収集について実施するおつもりはございますか。

（教育）総務管理課長

長橋小学校に設置予定の太陽光パネルにつきましては、今、委員がおっしゃるとおりでございまして、まず基本的に、教育委員会といたしましては環境教育に役立てたいというふうに考えております。ただ、これを先進例でもう既につけております札幌市の資生館小学校などの例を見ますと、日照計ですとか気温計ですとか発電量表示、二酸化炭素の削減量とかといったような項目についても実際に調べているということは聞いております。ですから、その他の、委員がおっしゃったような部分につきましても、どのような形で活用できるのかは今後検討していきたいというふうに考えております。

濱本委員

太陽光パネルの性能も、たしか札幌市が学校に設置してからもう 5 年も 6 年もたっていると思うのです。その当時の太陽光パネルから見ると格段に効率は上がっているはずなので、そのデータも援用できるかもしれませんけれども、今の実際のいわゆる市場に出回っているパネルから見るとやはり性能としては低いもの、簡単に言えば熱効率、発電効率としては低いものと言わざるを得ないので、そういう意味では新しいものを設置されるわけですから、ぜひともそういうデータを収集していただきたいというふうに思います。

文学館・美術館の耐震診断について

もう一点だけお伺いします。

文学館・美術館の整備ということで来年度に行っていただけるとお聞きしました。ただ、内容、規模については今のところまだ検討中なのでお答えはできないということだったのですが、そもそもの経過で言うと、これは伝聞の話ですから正確かどうかはわかりませんが、実は中村善策氏の絵画を長野かどこかのまちと小樽とどちにしようかというお話があって、小樽では中村善策記念ホールとして、新しい建物をつくるという話で絵画をいただいたというのを聞いたことがあります。真偽のほどは定かではありません。

何を言いたいかというと、確かに歴史的な価値がある建物ではありますし、再整備をしていただくのはいいのですが、一つ心配なのは、小樽市が管理している建物の中で、たぶん今の美術館が一番価値のあるもの、お金で判断できない価値のあるものを所有している建物ではないのかと思います。そういう意味では、実は耐震性というのはどうなっているのか。万が一大きな地震が来て、中の絵画が全部だめになりましたということになると、将来の人たちに対して言いわけができないことになるのかと。その心配をぜひき憂だというふうに言っていたきたいと思うのですが、いかがですか。

教育部青木次長

ただいま御質問のありました文学館・美術館の入っている市分庁舎の建物なのですが、建設年が昭和 27 年ということでございますので、昭和 56 年以前に建てられた、本来耐震診断が必要な建物ということでございますが、現在のところ耐震診断については行ってないという状況でございます。

濱本委員

再整備する折にぜひ耐震診断もやっていただきたい。耐震化工事ができるかできないかは別としても、やはり再整備をするのであれば、耐震性がどこまであるかぐらいは見ていただきたいと思います。普通の建物と違うわけですから、絵画という未来に残さなければならない遺産を保存している場所なのですから、ぜひともそれはお願いしたいと思います。それはお願いですから御答弁は結構です。

分庁舎中庭の再整備について

それと関連して、中庭の現在駐車場になっているところを旧手宮線と一体で整備をしたいということなのですが、現在、駐車場に使っているのですが、再整備されると、たぶんなおさら車で来る方が増えるのだらうと思います。歩いて来てほしいと言ってもなかなかそれは難しいでしょうし、近隣に大型の駐車場があるわけでもありません。集客のことを考えたら、やはり駐車場の確保というのは必要だらうと思うのですが、それについてはいかがですか。

教育部青木次長

分庁舎の中庭の部分に公園的な人々が群れ集うような場所にするという方向性は持ってございまして、その部分は、現在駐車スペースとなつてございます。再整備が行われた際にはその駐車スペースがなくなるということで、現在のところでは分庁舎の海側に建物に沿うような形で細長い土地がございまして、そちらを駐車場として使う方法を一つ考えております。

濱本委員

その海側にある土地を駐車場に使いたい。現在もたしか車が置かれていると思うのですが、それはどこかに有料で貸しているのですか。

教育部長

委員の御指摘のとおり、商工会議所のほうが大半です。それから、道路を挟んで山側に小樽市歯科医師会の建物があるものから、そこでも一部有料で駐車しています。それで、整備の話も当然出てきておりまして、整備のあり方について利用者なり関係団体からの意見ももう既に聞いているという状況もありますので、実は商工会議所と歯科医師会のほうには来年度以降そういう計画がありますので、場合によっては、その部分はお返しいただくことになるかもしれないという話はさせていただきました。商工会議所は御承知のとおり、まもなく小樽駅近くに移転するものですから、商工会議所のほうからは、あそこを拠点にして一つの市民が集う場所をつくるということ自体は商工会議所も賛成なので、できる限りの協力はしていきたいといった形でのお返事をいただいております。

濱本委員

要はそうやって有料で貸しているところがあって、商工会議所は移転するのでいいのしょうけれども、もう一つのところも既得権益と言ったらおかしいですけども、代替地を含めてどんな手だてがあるのかわかりませんけれども、ぜひ配慮をしていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

私のほうから 2 点、お聞きしたいと思います。

シルバー人材センターについて

最初に、シルバー人材センターについてお伺いしたいと思います。

高齢化が進む中で、やはり介護予防の観点からも社会参加、また生きがいづくりについて質問をさせていただきました。その御答弁の中で「高齢者が短時間で働くことによる社会参加については、これまではシルバー人材センターへの支援が主な事業である」ということですので、若干シルバー人材センターのことでお伺いします。

基本的なことなのですけれども、このシルバー人材センターの役割について教えていただきたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

シルバー人材センターの役割といたしましては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づきまして国や自治体からの補助金で運営されている公益法人でありまして、60歳以上の高齢者が働くことを通じまして社会参加し、みずからの生きがいの発見と健康の増進を図るとともに、活力ある社会づくりに貢献することを目的として活動している団体でございます。

千葉委員

小樽市シルバー人材センターについて若干お聞きしたいのですけれども、現在の登録者の人数につきまして、男女別でここ3年間、平成18年度、19年度、20年度と教えていただけますでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

小樽市シルバー人材センターの会員の登録の状況についてでございますが、平成18年度から各3月末時点で答弁させていただきますが、19年3月、636人、うち男性が481人、女性が155人、20年3月、606人、うち男性が454人、女性が152人、21年3月、538人、うち男性が395人、女性が143人となっております。

千葉委員

女性が大部分少ないと思いますけれども、仕事の内容についてはどのようなものがあるのでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

シルバー人材センターの仕事についてでございますけれども、多種多様な仕事がございます。例えば技術を必要とする分野におきましては、植木のせん定ですとか、ボイラーの保守、また、ふすま張りですとか刃物研ぎなどがございます。また、比較的軽作業といたしましては、チラシの配布ですとか、公園等屋内外の清掃業務ですとか、また事務整理といたしましては、賞状等の毛筆筆耕ですとか、いろいろな分野がございます。

千葉委員

平成20年度の状況で、受託した仕事の件数と実際に就業した人の数、また、述べ就業数について教えていただけますでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

平成20年度の受注件数につきましては4,028件となっております。実働人数につきましては501人、延べ人数につきましては9,596人となっております。

千葉委員

実働人数501人ということで、全体の数字から見て割合で見れば高いのかというふうに感じています。受注した仕事の内容についてお伺いしますが、事業規模というか、額について把握されていればその推移を、平成18年度、19年度、20年度で教えていただけますでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

受注金額の推移ということでございますが、平成18年度は2億3,555万9,000円、19年度は2億1,083万円、20年度につきましては1億9,957万5,000円となっております。

千葉委員

今、金額をお伺いしますとかなり減ってきているという印象があるのですけれども、これを見てシルバー世代の方々のそういう働く場、環境について小樽市ではどのように考えているのか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

シルバー世代に対する小樽市としての考え方でございますが、まずシルバー人材センターの設立の目的といたしましては、高齢者の就業機会の確保、そしてまた生きがいの充実、そして社会参加を通じての社会貢献というもの

がございます。市といたしましてもシルバー人材センターに対しまして補助金を支出する中で、そのような活動をこれからも支援していくという考えでございます。

千葉委員

今、補助金というお話もあったのですが、補助金が幾らぐらいでどういう経費に使われているのかということと、あと市で発注した事業の金額ですとか内容について教えていただきたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

市からの補助金の内訳ですけれども、平成20年度は1,290万円補助をいたしております。その内訳といたしましては、活動に対する運営経費といたしまして950万円、就業機会創出員の配置経費といたしまして100万円。また、高齢者活用生活援助サービス事業、これは介護サービスから周辺サービスまで一貫したサービスの提供を行う事業でございますが、これに対しまして240万円。合計で1,290万円の補助金を支出してございます。

市から受けている主な事業といたしましては、一つには臨港地区の公園を主体とした清掃作業ですとか、あとは公衆便所の清掃作業、そしてまた高島小学校温水プールの監視業務などを実施してございます。

千葉委員

事業内容を聞くと、結構いろいろやられているのだというふうに思っております。ちょっと見ましたら、宣伝も非常に必要というところがありますが、ホームページなどは開設されていなかったように記憶しているのです。実際に私も市民として、シルバー人材センターというのは先ほど言った事業の部分では草刈りですとか、植木のせん定というのをよくお聞きするのですけれども、新しい分野で、女性の人数は少ないのですけれども、女性が働いて参加できるような分野の事業内容の仕事があれば教えていただけますでしょうか。

（産業港湾）商業労政課長

シルバー人材センターの事業の拡大につきましてはシルバーフェスタというものをやっております、その中で小樽市内の全戸に新聞折り込みでチラシを配布するといったことで事業の周知を図っているところでございます。

また、お尋ねのありました女性会員の就業ということにつきましては、シルバー人材センターの重点分野の中で子育てですとか介護といった分野がございますので、そういったところにおきましては女性の方の活躍といえますが、就業できる機会も多く出てくるものとは思っております。

千葉委員

今、子育てなどの分野はシルバー人材センターへのニーズが高い分野だと思っております、行政側の子育て支援の分野では、そういう子供を一時的に見てくれる産後支援のヘルパー制度とかという部分で人手が足りないという実情もありますので、シルバー人材センターの中でそういう事業も行っているという宣伝も必要なのではないかということ、今伺いして感じました。本当に社会参加ということで、技術や経験が非常に活かされている事業だと思っておりますので、ますますこれから充実をしていただきたいというふうに思います。

社会福祉施設に対する消防設備等の強化について

次に、介護施設のスプリンクラーの設置について伺います。

今回2009年度補正予算の中で、介護基盤緊急整備特別対策事業としてスプリンクラーの整備事業が行われているようであります。その前段として、消防法施行令の改正によって設置基準の見直しがあったというふうにお伺いしておりますけれども、この内容について教えていただけますでしょうか。

（消防）予防課長

既存の社会福祉施設等に対する消防設備等の強化についてでございますが、平成18年1月に長崎県大村市で、認知症高齢者グループホームの火災によりまして7名が亡くなられたことを契機といたしまして、当該施設等の防火安全を高めるために、19年6月に消防法施行令の改正が行われ、本年4月施行と定められたところでございます。

なお、既存の施設等につきましては、24年3月31日までに所要の設備を設置することとされております。必要な設備につきましては、防火管理者の選任基準の強化、また、スプリンクラー設備基準等の強化、自動火災報知設備設置基準の強化等となっております。

千葉委員

そこで、スプリンクラーの設置が義務づけられている施設ということで、その施設種別について教えていただけますでしょうか。

（消防）予防課長

施設種別についてでございますが、新たに適用となる施設、事業所につきましては、34事業所と押さえてございます。これは認知症対応型共同生活施設、それと短期入所生活介護施設、有料老人ホーム等合計34施設でございます。

千葉委員

今の御答弁は施設種別と小樽市内の数ということで押さえてよろしいでしょうか。

（消防）予防課長

現在、市内の全体の福祉施設でスプリンクラーが既に設置されている施設は、延べ面積1,000平方メートル以上の31施設でございます。今回の見直しに関して新たに必要となる施設は34施設でございます。

千葉委員

34施設あるということで、では実際に今義務づけられている中で、まだ整備がされていない事業所があるとお伺いしました。そのために今回は平成23年度までの時限措置ということで整備事業が拡大されるのですけれども、今年度その中で実際に整備の申請をされた施設というのは何か所あるのでしょうか。

（医療保険）主幹

今年度このスプリンクラーの設置予定の施設ということですけれども、現在、認知症高齢者のグループホームが36施設ありますけれども、その中でスプリンクラーの設置を今年度申請しているのは10か所あります。それで、これは国の交付金が支出されますので、その申請をしている段階なのですけれども、まだ内示が来ておりませんので、実際に内示が来ましたら市の予算措置を行いまして、補助金を支出して設置するという形になります。

千葉委員

補助ということで事業者のほうにも負担がかかるということで、設置状況が今後どのように進んでいくか見ていなくてはならないと思いますけれども、記憶に新しいところでは、群馬県渋川市の「静養ホームたまゆら」で死者を出した痛ましい火災があったということで、行政としても、そういう整備に関しましては積極的に働きかけて、また、施設側の事情も聞きながら進めさせていただきたいというふうに感じております。その辺についてはいかがですか。

（消防）予防課長

ただいまお話にありました「たまゆら」の火災も含めまして、今後の対応につきましては、該当の福祉施設関係者に、今回の改正内容も含めまして経過措置等の取組をしながら、関係部と合同で早急に、防火管理者選任等による防火管理の徹底、必要な消防設備の設置について指導を進めてまいりたいと考えております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

林下委員

経済危機対策の実施時期について

私は、先般一般質問をさせていただきまして、国の追加経済対策についてお伺いいたしました。市長からいろいろ

ると御答弁をいただきましたけれども、なぜ今この予算執行が遅れているのかというところで、予算執行が遅れていることについては市長もお認めになって、早く執行できるような要望をしている最中だという御答弁でありました。一部例えば介護職員処遇改善交付金の関係については12月くらいになるのではないかなという御答弁もいただいているのですけれども、今回の追加経済対策全般で、特に生活関連、緊急雇用対策でありますとか、高齢者や障害者の施設の改修、あるいは保育所整備、地域医療の再生とか、いろいろ重要な課題があるのですけれども、これらの項目について、それぞれ小樽市として、いつどの時期にどのような形で実施をできるのか、現在わかっている範囲で、まず説明をお願いしたいと思います。

（財政）財政課長

今回の経済危機対策の実施時期についてですが、本会議の答弁でも、制度の具体的な内容が示されていないというようなものもあるというふうに答弁をしたところでございます。今回14兆円という経済危機対策でございますけれども、そろそろホームページ等では、全国の課長会議などの説明会を開いたり、今御議論がありましたとおり、要望に手を挙げているというようなところもあるかと存じております。いずれにいたしましても今回、経済危機対策ということで、経済効果からすれば早く、それから切れ目なくということがポイントになりますし、あるいは財政的には初期投資にはほとんど地方負担ということが事業実施側の負担がかららないということがポイントになってきますので、せっかくの制度として逃すことがないように、北海道に対しては迅速で正確な情報提供、あるいは庁内の関係各部にはそういった意味で情報収集等、私ども財政課に対する情報提供、こういったものを引き続きお願いしているところでございます。

林下委員

市独自の雇用対策事業について

今、御答弁いただきましたけれども、まさに国会では経済対策はスピードが大事だと、切れ目なくやっていくことが大事なのだ、そうすることが経済を失速させないポイントだということを再三にわたって言っていますし、非常に大事なことだとは思っています。今回、市独自の事業として1,760万円の雇用対策事業を計上していただきましたけれども、これもある程度雇用者数とか、あるいは雇用期間とかということを考えれば、この効果はどのぐらい続くのか、お伺いしたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

今回の市独自の雇用対策事業についてでございますけれども、全体で7事業、1,760万円を計上させていただいております。この事業につきましては、現下の有効求人倍率等の雇用情勢が一段と悪化している中で、特に清掃や労務といった業種への就業環境が極めて厳しい状況です。そういう事業の中で、市の中で清掃ですとか労務作業に関係できる事業がないかということで庁内で集約した事業でございまして、この事業を行うことにより、雇用者数といたしましては34人、そして雇用期間といたしましては1,223日が確保されるという見込みで予算を計上させていただいております。

林下委員

そこで、一昨日の一般質問でも、地方の特色を生かした雇用対策について質問した中で、雇用を維持する最大の方策はやはり地場産業の活性化だという御答弁も市長からいただいていますし、私もいつも経済常任委員会とかいろいろなところで地場産業、もち屋とか豆腐屋とかの話ばかりしていて、またかと思われるかもしれないのですけれども、ほかの委員からも、例えば農業とか漁業とかといった分野で就労できるような体制をとるべきだという御意見も最近どんどん出ております。どうしてもやはり今の雇用対策というのは、何となくそれはハローワークの仕事であるというような感覚がどうしてもあると思うのです。例えば農業でも、小樽では規模が小さくてもちゃんと経営を成り立たせて商売している人が現実にいるわけです。たくさんいるのです。漁業でもそうですし、もち屋でも水産加工場でもたくさんいるのですが、やはり残念ながら後継者が育てられなくて、あるいはその事業を継続で

きなくてやめていくのです。だからこそ私は、事業を継続あるいは継承したり起業させたりという仕事ができるのはハローワークではなくてやはり自治体ではないかと、いつもしつこく言って申しわけないけれども、どうしてもそう思うわけです。

そこで、そういったことを考えますと、やはり今回の雇用対策で言えば、1年とか半年とか職業訓練に対する予算というのが盛り込まれておまして、またこれも恐らくもし小樽市がこういう意見を具体化しようとしても、なかなか北海道とか国のサイドでは、そんなものは全然該当しないということで切られてしまうのかもしれませんが、何とかこういう分野で起業支援とか、事業を継承するための支援とか、人材を育成していくための地場産業を振興させる、継続させるということができないのかというのが質問の趣旨なのです。

（産業港湾）商業労政課長

これまで林下委員には経済常任委員会、そしてまた本会議等でも答弁させていただいておりますが、まず国の雇用対策として大きく打ち出されておりますふるさと雇用再生特別対策事業、これは地域にニーズがあって1年以上の事業実績、そしてまた、1年以上の雇用継続が認められるという、ちょっとハードルの高い事業でございます。また、もう一方の緊急雇用創出事業につきましては、これはあくまでも6か月未満の雇用という短期的な就労の事業ということで、国としては今回の雇用対策として2本立てで打ち出しているものでございます。

林下委員から御指摘、御提言のこれらの事業につきましては、一つには国のふるさと雇用再生特別対策事業につきましてもなかなか乗りにくい事業かとは受け止めております。ただ、言われております例えば水産加工業ですとか菓子製造業ですとか、確かに小樽にはそういったしにせが多くありまして、例えば今までも中野のかりんとうとか、池田製菓のバンビキャラメル、また最近の例では曲丁鍛冶商店のブランドが新たな企業に継承されております。行政といたしましては、そういったつなぎ役として、これまでもそのような形で側面支援は行っているところでございます。

今後につきましても、農業、水産業等いろいろな分野におきましても後継者難というものが確かにございますけれども、例えば一つには国が今回の対策として打ち出しております緊急人材育成・就職支援基金というものもござります。それらの就職訓練のための施策ですとか、またハローワーク等の施策、また市としての施策、融資制度を含めてそういった活用できるものはすべて活用する中で、委員から御提言のありましたような事業につきましても、可能な限り努めてまいりたいとは思っております。

産業港湾部次長

委員がおっしゃいますように、地場産業の育成ということにつきましては、その既存の事業継承ですとか、それから企業、それから人材育成といったものを通じまして、いわゆる一つの雇用創出というようなことは市としても可能な分野というふうには思っておりますけれども、直接その創出された雇用について職業を紹介するとか、マッチングさせるとかということになりますと、法的にどうしてもハローワークに頼らなければならぬという部分がございます、その辺については市のほうとしても一定の限界があるということは御理解いただきたいと思っております。

林下委員

行政にできる限界があるということについては私も理解はできるのですけれども、特に40代とか50代で、非常にそれぞれいろいろな分野で中心になって活躍している人たちが失業した場合に、いろいろな技術や知識を持っているのだけれども、やはり就職先がなく、結果的に失業給付金が切れたらもうほとんど生活破壊、家族を支える中心的な存在が失業すれば、もう本当に最後は生活保護しか方法はないという現状です。だからやはり限界がある。例えば紹介をして本当に事業はうまくいくのか。私もいろいろ勉強しましたけれども、例えば農業後継者を育てようと思って、農業協同組合が中心になって取り組んだけれども、せっかく教育した人の全員が就農できるかと言ったらそうではなかったとか、あるいは半分しか実績が残らなかったとか、そういう難しさというのは確かにあると思

うのです。しかし、何とか行政が、例えば個人の農家とか漁業者とか事業主のそういう例を、ここの事業所だったらいいものを後世に残していけるという判断というのは絶対あるはずなのですけれども、そういうことに何とか踏みきっていく勇氣といいますが、そういうのもなかなか北海道や国の壁は厚いと思いますけれども、何とか頑張っていたきたいというふうにはまずお願いをしておきます。

産業港湾部長

マクロで見るものとそれからミクロで見るものと、どちらも大事だと思っています。昨年の秋にあのリーマンショックがあったとき、これほど日本国内の実体経済に影響があるとは、あの9月の時点ではたぶん思わなかったと思うのです。そういうことが、ところが大変なことになってしまった。よく見ると、日本の産業を支えていたいわゆる輸出型、依存型の産業が壊滅的だという形になってきて、今は若干の回復はあるかもしれないですけれども、それでもこの1月から3月の状況を見ますと、いわゆるGDPに年率換算すると10パーセント以上の影響が出るだろうと言われています。これはそうしますと、500兆円以上のGDPの1割というのは50兆円ですから、マクロで見ると物すごく大きなものになるのです。それだけ大きな波の中に日本もあって、北海道ももちろんあるわけなのです。ですから、いろいろな今の財政出動をもってやることを我々は非常に期待しており、これが第一だと思っています。非常に大きな波が来てこれがどれだけひくかということを持たなければいけないと思います。もう一方では、今我々ができる限りのさまざまな交付金とか、独自の制度融資とかを駆使しながらやはりやっていくのも、これは非常に大事なことだと思っていますから、これはこれで頑張らせていただきます。

それから、1次産業への参入ということも非常に大事なことですけれども、なかなか難しいところもありますので簡単にはいかない部分もございます。しかしながら、できることはやはりやっていかなければなりませんので、そういう意味では自治体としてもできる限りのことはやっていきたいというふうに思っています。

林下委員

国直轄事業負担金について

それでは、質問を変えて国直轄事業負担金の関係で、これは市長からも御答弁いただいておりますけれども、やはりその中で私が一番気になっているのは、法律に定められているものについては、それに従って支払を淡々とするしかないのだというふうには受け止めたのですけれども、私自身ずっと考えて、今なぜこの直轄事業負担金がこれだけ話題になっているのかといえば、今、国に対していろいろな指摘をしている自治体というのは、例えば北海道にしても札幌市にしても東京都にしても、みんなこれだけ経済規模が縮小された中でもやはりある程度力のある自治体です。そういうところがあのように言い出した。実は私はずっと調べたら、改正ソーラス条約に伴って港にフェンスを設置するときにも、市長は総務省に対してもいろいろな主張をしたというふうに聞いているのですけれども、やはりそういう主張は決して間違いではなかったし、正しかったのだと思うのです。ただ、その当時言う人がだれもいなかったのだけれども、ただ今、小樽について考えますと、例えば北防波堤の工事で直轄事業、大きな予算で小樽市の負担は1割程度なのでしょうけれども、そうだとすると、実際にその1割程度の負担に対してチェックする能力としては、大変失礼だと思うのですけれども、職員は減らした、大型の公共工事がどんどんなくなってきた、そういう大きな設計をしたりチェックをしたりする機能がもう小樽市には失われているのではないかと。だから、つまり北海道とか札幌市みたいなところではできても、だんだん地方の自治体では、もうそういうチェック能力すら失っているのではないかとこの心配を私は感じているのですけれども、実態としてはいかがですか。

（産業港湾）事業課長

直轄事業負担金の確認についての御質問でございますが、港湾におきます直轄事業の実施に当たりましては事業採択時に、また各年度の予算策定時におきまして、事業の内容や事業費につきまして国と十分協議を行い、管理者としての意向を反映して進めているところでございます。負担金の積算の内訳についてでございますが、これまで工事費、諸費の二つの区分で提示を受けてございましたが、今年度は工事につきましての内訳、また、工事諸費に

つきましても現在報道されていますとおり、人件費また営繕費などの内訳が示されております。これまで工事につきましても、その内容につきましても国に対していろいろと説明を求めて、その内容について確認に努めてまいったところでございます。今後このような形で情報開示が進んでいく場合におきましても、その内容につきましても必要に応じて説明を求めながら、内容の把握といったものをしていきたいというふうに考えてございます。

林下委員

私は例えば改正ソーラス条約の問題も、これは港湾管理者である小樽市のやるべき事業だという市長の御答弁をいただいておりますけれども、港湾を持っている、あるいはその管理をしている自治体、例えば県とかあるいは市クラスではそう多くはないと思うのですけれども、そういう中で、恐らくは当時の条約を締結した背景というのは、やはりアメリカでの同時多発テロ事件に端を発して、そういうところから始まっているのだと思うのです。そうした場合にその条約を批准した国の責任において、例えば外務省なり防衛省なりが予算を持っているわけですから、そういうものをきちんと国の責任においてやるべきだと、当時たぶん山田市長はそういう主張をされたのだと思うのですけれども、ほかの自治体からそういう声が上がらなくて、もうひどい目に遭ったというお話を聞いていますけれども、やはりそういう主張は正しかったと思うのです。

ですから、私はずっとこのまま港湾管理者である自治体が改正ソーラス条約に伴う港湾設備を未来永ごと守っていく。本当に経済効果とか、あるいは例えば治安が守られるとか、米国ではテロ対策の基準を満たさない海外の港湾施設で積荷した船舶の米国港への入港が拒否されるとか、いろいろなことはあるでしょうけれども、国全体としてこのソーラス条約の必要性というか、もうずっと未来永ごとこの維持管理費のために自治体が苦しめられていくということはどうかというのを、私は再度お伺いしたいと思うのです。

産業港湾部長

基本的な問題だと思います。日本という国家が国連の一員として加盟していて、その中でいろいろな問題が論議されているわけです。今回の改正ソーラス条約も、各国が合意して国連の中で改正されたことによって個別に批准をしたわけでございますから、そういう一定の中で法治国家である以上、今回の改正ソーラス条約を受けて、これに伴う個別法が日本政府で定められました。したがって、それに基づいて重要港湾の港湾管理者はこうあるべきだという法律に定められているということがあって、我々はやってございます。確かに今、委員がおっしゃったように、平成15年、16年に、どうしてということがありまして、国と小樽市の間では相当やり合いが、意見の交換があったと思うのですけれども、国の責任であれば全額で負担してくださいというような主張も、これは小樽市も含めてその他の重要港湾からもあったと思います。結果といたしまして補助事業で国が3分の2の負担でございますけれども、それで整理をして、残りについてはほぼ同額ですけれども、起債が100パーセントに近いぐらい認められて交付税措置もされるような、管理費もそういうようなことになったということで、一定程度港湾管理者としては整備して維持・管理についてもやってきたと、こういう流れでございますので、気持ちとしては十分我々も理解できるのですけれども、いわゆる法治国家の中で定められたことはやらざるを得ないというふうな認識でいるわけでございます。

林下委員

市道潮見台川沿線の通年通行について

それでは、次の質問に移ります。

私は昨年、第4回定例会の予算特別委員会で、市道潮見台川沿線の除雪と通年通行について質問しまして、そのときにはいろいろ背景的なものを調査してみるということでしたのですけれども、今、もうそろそろそういう時期になるものですから、既に住民の皆さんからいろいろな御意見が出ておりますので、その経過などについてお知らせをお願いしたいと思います。

（建設）建設事業課長

除雪の問題というその前段に道路の整備というお話がございまして、それについてこれからどうするかということとでございました。それで、交通量についてはまだ調査等をしていませんが、確かにその開発に伴って交通量が増えたというふうな認識をしております。道路の幅員ですが、現状は4メートルございます。これを除雪ができるように変更するとしますと、6メートルなり8メートルの幅員が必要であるということで、用地等を見まして、相当の用地補償が発生するだろうと考えています。そういったことを勘案しますと、今すぐの道路拡幅というのはなかなか難しいのではないかとというのが今の我々としての考えでございます。

林下委員

確かに道路幅員が狭いというのはもう以前からですが、やはり一番問題なのはここ除雪に関する事で、今は、道道ができて、わずか300メートルにも満たない距離が冬期間通行止めということになっているわけですが、実は交通量もどんどん増えて利便性がよくなったものですから、かなりいろいろな形で、私ばかりでなくて多くの議員の皆さんにもいろいろな苦情みたいなものが寄せられているのです。それで、わずかその何百メートルの区間で除雪ができない理由というのは、急坂でS字だからだというふうにはずっと町内では説明されてきたのです。その工事をやった経緯というのは、前に話したように望洋パークタウンの宅地を造成しました。私どもが伺っているのは、結果的に今、宅地ができ上がってまだこの付近は販売していませんけれども、第3工区を終了した時点で取付け道路として今の道路ができたのですけれども、すぐに第4工区の工事に入ればこの問題は解決できるから、当時は私どもには仮設道路だという説明があって、以来私どもは仮設道路と思ってきたのですけれども、ずっとそういう状態が続いています。宅地の開発はその後進んでいないということもあって、もうわずか二百数十メートルくらいしかないと思うのですけれども、そこに立派な道道があって利用価値も高まっているのに、どうして冬期通行できないのかという声はもうずっと言われているわけです。今、例えば4メートルから6メートルに道路幅員を広げる、あるいは通年通行が可能になるような待避所をつくるとか、何かそのことを含めて対策は考えられないのですか。

建設部副参事

除雪をするための前提としての道路整備も必要だということがあります。その中で坂の部分と坂でない直線部分の二つがあります。当初の説明の中では望洋台側のほうが非常に急坂ということで、仮に除雪をして、開通したとしても、車がおりてくるときに事故の心配がありますから、それをつなぐことはできないだろうと思います。実際にその後の検討の中で排雪の部分でいろいろ御議論いただいて、実際に開通できるかどうか検討した段階では、急坂のところ以外の直線部分についても、道路の周りに実際に用地があるのか調べてみますと、用地がないということで、除雪するためにはかき分け除雪が原則なものですから、その中で排雪するだけのスペースを確保するために、当然用地のかき分け除雪の部分、そういうものを整備しなければいけないということで、検討しました。

その中で今、林下委員のほうから今後の見込みはどうかということなのですが、当然我々もこの道路についての交通量、交通の利便性、それについては当然最初に開通したときよりも、かなり交通量が増えて、利用する方がたくさんいるということは私達もそれは認識をしております。その中で、まず具体的に道路をつくるための基本的な用地を確保することができるかどうか。地先の方が寄附してくれるとか、そうでなければ当然我々のほうの予算の中で整理していくということになるのですが、その辺をもう一回整理しなければいけないとは思っています。その道路の必要性については、そういうことで今後どういう形で進めていくかというのは、現在、検討中です。

林下委員

本来仮設であれ市道であれ、もともとの原因は三菱地所のおたる望洋パークタウンの開発行為に伴う構造変化なのです。それだけは間違いのないと思うのです。そうだとすれば、あの道路をつくった時点で、本来そういう供用するのに非常に不便だと、問題があるという道路を認可した市の責任というのは確かにあると思うのですけれども、

やはり一番そういう施工をしたほうの責任というか、むしろ私は次の工事の展開とか、いろいろなことが背景にあってああいうことをやったのだらうと思うのだけれども、やはりいろいろな状況の変化でそれができないのだとすれば、少なくとも施工した事業者に対応をとってくれと、市として要望をするだけの権利はあると思うのです。そういう観点で、道路を拡幅するには用地の取得とかいろいろあるのでしょうけれども、あの辺は全部三菱地所の土地だと思いますから、全くそういうものは問題なく作業が進むと思うので、ぜひ早急に検討していただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

建設部副参事

まずその権利関係を調べまして、どのようなことができるのか、また課題なのかを整理して進めたいと思います。

林下委員

一般国道 5 号忍路防災事業について

次に、国道 5 号の忍路防災事業、トンネルの工事なのですが、これは北海道開発局の管轄だと思うのですが、この忍路防災事業の進ちょく状況、あるいは供用されるまでの見通しというのはどうでしょうか。

（建設）片山主幹

一般国道 5 号忍路防災事業は、道路の安全な通行の確保を目的として忍路 - 桃内間の落石危険箇所を回避するため、山側にトンネル区間を含む別線のルートの新設するものであります。今、御質問のありましたスケジュールについてでございますけれども、北海道開発局の事業となりますが、順調に進んだと仮定して、最短で六、七年の期間を要すると聞いております。今年度については地形測量、地質調査の詳細設計を行う予定でありまして、来年度以降、用地測量、用地交渉などを行い、工事に着手してから、トンネル工事だけで 3 年程度の工事期間を要すると聞いております。北海道開発局では、できるだけ早期にこの事業を完成させたいという意向と承っております。

林下委員

それで、実はここがトンネル化をされることで、既に忍路住民のバス利用はどうなるのだらうかと。今は古いトンネルから出てきたらすぐの場所にバス停がありまして、そこで忍路の住民は皆バスに乗車しているのですけれども、これが新しいトンネルになって忍路をう回してしまうとバスの利便性が悪くなり、もうとてもではないけれどもずっと離れた蘭島などへ行くしか方法がなくなるということで、今から既にそういう住民の心配の声が上がっているのですけれども、その辺についてはどのように考えていますか。

（建設）片山主幹

この 4 月に忍路町会で忍路防災事業についての説明会を開催しております。その説明会の中で住んでいる方々から、高齢化が進む中でバス停が遠くなると大変だという御意見をいただいております。そのほかにも、バス利用の利便性を確保してほしいという御要望もいただいております。市としてもバスの利便性を確保しなければならないという問題意識を持っておりますので、今後も、バス事業者など関係機関の協力も得ながら、地域の足の確保に向けて努力をしたいと思っております。

林下委員

私もバスの関係では、これまでもコミュニティバスとかデマンドバスの関係で国のいろいろな支援策もあるから、何とかそういうものがないかと言っていていまして、小樽はちょっと今までにない珍しいケースだと思いますので、これからいろいろな協議とか住民の皆さんとのいろいろな場を通じてどういう方法があるのか。ただ、事業者にあの地域でバスを出してくれと言っても、ほぼ難しいだろうと思います。実態としては、道路もかなり現状で言えば厳しい状況なのです。実際海岸線の現在の道路が使えなくなると、やはり山側からのバスもそういう状況になります。現在の道路構造で言えば市道もかなり厳しいという状況ですから、やはりいろいろな形で住民と行政が協力しないとこれはできない話だと思いますので、ぜひその点についても今から対策をお願いしたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 43 分

再開 午後 3 時 10 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

平成会。

吹田委員

小樽市の公教育の取組について

まず、教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。

先日、私の一般質問の中で、公教育の取組についてということで、学校の中での教育というのがしっかりしていれば、多くの場合は、家庭でのほかの教育費にそれほどかからないだろうと考えておきまして、御答弁いただいた中には、家庭学習の定着を目指すというお話も一つありました。この家庭学習につきまして、実際には例えば、昔であれば宿題等の出し方とかいろいろなことがあったのです。昔々の先生方に聞いたら、相当な量を出して勉強させたという方もいらっしゃるって、そうなのだと思っているのですけれども、現在の家庭学習の定着について、恐らく保護者の方の協力をいただかなければならないところなのですけれども、この辺について、実際には各学校、各教員のこともあると思うのですけれども、教育委員会としてのそういうところの取組というのは、皆さん各学校に対してどういう形をお願いされているのでしょうか。

（教育）指導室主幹

まず、家庭学習の定着でございますが、これにつきましては平成 20 年度全国学力・学習状況調査の結果を基に、それぞれの学校において学校改善プランというのを作成しております。これに基づきまして、その中でも、家庭学習の定着といたしまして、まず基本的な生活習慣がしっかりしないと学習に結びつかないということで、その部分についての啓発を含めまして、学校だより等を使って保護者に啓発するという取組をしております。こちらについても、教育委員会のほうから各校長に話をしているところです。また、学習のガイドブックの作成をしている学校もございまして、それに基づいて、家庭での学習のあり方、各教科の勉強の仕方について、学校のほうから指導しているという報告を受けております。また、こちらのほうでも、そのようなことで指導しているところでございます。

吹田委員

各学校で、特に各クラスの教員がどういう形で宿題を出されているのか、量とか内容については把握されているのですか。

（教育）指導室長

具体的な中身については、十分な把握はしておりませんが、それぞれの発達段階に応じて、質と量を考えて、家庭学習を推進するために課題を出していくというようなことについては、学校経営訪問等において各学校で話をさせていただいているところでございます。

また、学校によりましては、1 学年に複数の学級があるところについては、同じ学年で歩調を合わせて、話し合いながらこれだけの宿題を出していこうというようなことも行われているとの報告を受けております。

吹田委員

それで、私は、先日の公教育についての質問で言いましたが、例えば収入が多い方、少ない方がいる中で、正答率に差が出ているということもあったのですけれども、小樽では、そういうことについて危くされることはあるのでしょうか。また、そういうことについて把握されているかどうか、いかがでしょうか。

（教育）指導室長

委員が調べられた中にはそういうことがあったということで、お話を伺っているのですけれども、私どもにつきましても、それらの関連については把握しておりません。

吹田委員

これは、全国的な中でのことなのですけれども、やはりそれは、あくまでも個々の情報、データをもってつくっているわけですから、小樽の場合はこれだけの学校がありますから、そういう面ではそういう傾向があるかどうかについては、ある程度把握できるのかと考えているところです。今後、そういうことについての中身の分析とかをやることはあるのでしょうか。

教育長

子供一人一人の学力につきましては、結果が国から出ていますから把握はできますが、ただ、経済面で、この子供の家庭はどういう収入なのか、多いですか少ないですか、それが私どもの範ちゅうとは、また別でございますので、これはなかなか収入と学力の関係は、小樽市教委としては比較できないというふうに考えてございます。

吹田委員

そうですか。データの出し方というのは、いろいろとあると思うのですけれども、わかりました。

それでは、この公教育の、特に学校というのは組織立っておりますので、そういう中では校長、教頭、そして一般の教員が、いわゆる一つのやり取りという感じで組織されているのかと思えますけれども、その中で、校長というのは、中心であると思います。こういう大切なところで、どのような人事異動をされているのかと思っております。一般職から急に校長になることはないと思いますから、校長なり教頭なりというのは、基本的に、例えば一般教員の方々がどういう形で経験を積んでなるのか、教頭というのはどの程度の年数をやっているのか。又は、校長になって、小樽では現在、どの程度の経験年数を経ているのかと思うのですけれども、こういうものについての数字的なものはあるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

市内の校長あるいは教頭の経験年数などについてでございますけれども、集計したものが無いので、正確なところは示せませんが、まず校長の平均年齢ですと約54歳、教頭の平均年齢ですと約49歳となっております。

あと、校長の採用候補者の選考の際の資格要件としましては、年齢が満58歳未満で、教頭職の在職年数が2年以上の者となっております。教頭の承認候補者の選考の際には、資格要件として、教諭として大学卒業者にあっては15年以上、それと二つ以上の市町村における勤務条件を有していること、年齢については58歳未満であることとなっております。

吹田委員

この資格要件というのは、どこで決めているものなのでしょうか。

（教育）学校教育課長

この資格要件につきましては、校長あるいは教頭の選考を実施する際に、実施要綱として道教委が定めているものであります。

吹田委員

こういう形ということでもありますけれども、私がこの関係について話したのは、現在在職されている方々の、そういう全体的な経験であるとか、又は校長、教頭の生い立ちとか、それから、いつからやっていらっしゃるのか、

年齢を含めたデータが欲しいと思っているのですけれども、この辺についてのことは、今わかるのでしょうか。

（教育）学校教育課長

実際の市内の実態につきましては、集計したものがございませんので、これにつきましては、集計して後ほど報告させていただきたいと思います。

吹田委員

これについては、私のほうも全体の流れを知りたいと思っていますので、後日でよろしいですからぜひお願いしたいと思います。

基本的に、この校長、教頭については、道教委のほうで、こういう人事を行うと今お聞きしたのですけれども、私にすれば、小樽の教育はやはり小樽の教育委員会が、基本的に人事権を持っているのだと思っていますので、そういう面では、本来はどこにどういう方を配置されて、どういう形の教育をしていただくかという考え方、方針があると思うのですけれども、そういうときに、最終的には道教委が決めるとしても、人事の検討過程では小樽市教育委員会のそういう意向が反映されないのでしょうか。

教育長

校長を採用する、教頭を承認するというのを最終的に決めるのは、先ほどから言っていますように北海道教育委員会です。それに小樽の場合は後志教育局が決めて、北海道教育委員会が最終的に決定するということになっていますが、小樽市内の校長、教頭をどういうふうにするのかというのは、最終的には後志教育局が決定することになります。その経過を、少しかいつまんで話させていただきますと、毎年、教育局では局長、次長、それから課長が、校長、教頭を面接します。今までの経験がどういうふうに生かされているかですとか、いろいろな面接をし、素案をつくりまして、私どものところに協議をすることになっています。その中の話題としては、例えば、今度この学校の課題は何なのか、それから、これまでそれに対してどういうふうに取り組んできたのか、また、何よりも大事なものは、夫婦と同様です。校長と教頭の組合せはどうか。そういうあたりを総合的に考えて、後志教育局のほうから、ある程度学校を定めて私どものほうに提示してきます。私どもは、例えば親せき関係ですとか、そういう関係ですとか、この学校はどこまでやっているのかという話をしまして、最終的に後志教育局の名前で校長、教頭を決定するというプロセスでございます。

吹田委員

今のお話を聞きますと、大変内容的にしっかりと検討されながら進めているという感じを受けるのですけれども、私は、たまにさまざまな学校に行くのですけれども、ちょっと見ますと、何となく校長と現場とが何か離れているという感じを受ける機会が多いのです。これは何が問題なのかと感じているのですけれども、ただ、言えることは、やはり校長である以上、管理者として中身をきちんとやっていくことがすごく大事だろうと思いますし、また、ちまたでは、個々の校長の評判的な部分も出てくるということもありますので、私としては、特に校長の人事についてはあくまでもしっかりと実績や経験によるものでなければだめかと思いました。私は、今後の小樽の教育力を高めるためには、やはり現場と校長、教頭がプライドをしっかりと持って取り組んでいかなければならないと思いますので、その辺のところについて教育委員会のほうでも、より保護者の皆さんの御理解をいただけるような部分も含めて、やはり人事を行っていただければと思っています。また、これにかかわって私は、例えばそういう職務にあまり力が足りない感じの方が万が一いた場合、そういうときに人事的な部分とかそういう形の下で、そういうところは職責を離れることが可能なかどうか、この辺についてはどうなのでしょう。

教育長

10年前、20年前の学校と、現在の学校はちょっと変わってきておまして、保護者のニーズがかなり多様化しております。また、子供もそうでございますし、教員もいろいろな思い、いろいろな考え方の者がいまして、校長も、これまでは好きな教科、得意な教科があって、それで学校で教員の指導をするという時代もあったのですが、冒頭

に話しましたように、保護者のニーズがかなりいろいろありまして、校長には、本来の教育者プラス学校をどういうふうに切り盛りしていくかというもう一つの力も、実は要請されるわけです。そういう中であって、校長は精いっぱい頑張っていると私は思うのですが、今、この3年、皆さんも御承知のように、あおばとプランで小樽の学校教育のあるべき姿を提示しまして、今年は新しい第2次のものでできました。校長も、やはり2次計画となる小樽市学校教育推進計画に向かってやっていくことが、校長の能力も、さらに教員にも、さらには子供たちの力も高めていくものだろうと思いますので、そういうもので一つの方向性に向かって、やはり保護者もそれに向かって、一丸となってこれから学校経営をしていかなければいけないというふうに考えてございます。

吹田委員

先ほど教育長から、人事異動に当たっては本人ともはさまざまな話合いをするというお話があったのですが、基本的にはそうなのですか、本人と話をするときに、評価制度といった部分の考え方として見ているのでしょうか。それとも、それとは別な形で考えていることなのでしょうか。

教育長

原則的に、教育局のほうでは、適材適所という考え方です。校長を評価するうんぬんよりも、適材適所で、この教員をここの学校に配置すると、この学校では保護者の支援の下にさらに発展していくのではないかという思いで面接をしているようにございます。

また、教育局には指導主幹という方がいらっしゃるしまして、どういう研究をしているかですとか、いろいろな面でその学校を観察しながら、私どもにいろいろな示唆も与えてくれますので、そういう観点から私たちも教育局に向かって話をし、最終的に教育局が決定されているところでございます。

吹田委員

どちらにしましても、小樽の公教育がますます充実したものになっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

おたる水族館について

続きまして、水族館について、先日の一般質問でお聞きしたのですけれども、水族館は、最初は小樽での博覧会で始まったのです。相当年数がたっておりますけれども、先日も言ったのですけれども、公社として株式を発行してやっていらっしゃるという関係もございまして、過半数を小樽市が持っているところなのですけれども、過去にあそこに、例えば設備的にもいろいろなことをやりましたけれども、その中で小樽市として、例えば具体的な部分を含めて、さまざまなことで水族館にバックアップされたものは、何があるのでしょうか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

おたる水族館への支援、バックアップということなのですが、全部調べ切ったということではございませんけれども、基本的に小樽水族館公社は昭和48年に創立し、今に至っているのですけれども、48年に現在地の水族館の建設、57年にイルカスタジアムを建設してきてございますが、これは市としての立場としては債務保証をしているだけでございますので、市から助成金や補助金という支出はないということでございます。あと、過去の決算書を調べてみましたら、49年度には、市の一般会計に水族館の解体工事費として990万円ほどがありましたけれども、これを支出しているということです。このときから水族館は公社のほうに経営が移っていますが、50年度以降、観光費の中で水族館の項目がないかということで探してみましたら、旧水族館跡地整備費ということで、跡地の工事費というような形で340万円ほどを支出しているということですので、小樽水族館公社のための、運営管理とか補助とか助成とかということは基本的にはないのではないかと思います。その施設を何年か置きにつくるということで、債務保証という形だけであって、補助金とかという形での助成はないのではないかとはいえませんが、考えております。

吹田委員

ここ最近では小樽市長が水族館公社の社長をされておりました。恐らく非常勤でありますので、報酬等はもらって

いなかったと思いますが、いかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

小樽市長の部分で特別に何か報酬を受けていたということはありません。

吹田委員

今、水族館公社の内部で、これからのことについて、いろいろと検討されているということをお聞きしておりますけれども、今、水族館公社の社長をされている方は、過去にはどのようなことをされていた方なのでしょうか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

以前、副市長をされていた方です。

吹田委員

ここへ来て、私もそうなのかと思ったのですけれども、今、社長として元副市長が就任していらっしゃる。やはりこれは、私は、行政にこれだけの感性を持っていらっしゃる方ですから、そういう意味では、市もそこに積極的にかかわっていきこうという意味合いで元副市長が行っていらっしゃるのかと思っているのですけれども、現在、市長のほうでは、そういう形のことを考えて、あの方が社長をされているのかと思うのですが、いかがでしょうか。

産業港湾部長

設立時から考えますと、民間の方が社長を歴任されておりましたし、それから今の社長に限らず、以前も小樽市の助役経験者が社長を歴任しております、2代続いたと思いますが、事情で商工会議所のほうにかわられたものですから、それ以降、たしか市長が社長に就任したということだったかと思います。その後、今、前職副市長で終えられた方が社長をされておりますけれども、特別、直接かかわりを持たなくてはならないからということではないと思っております。基本的に51パーセントの株を持っているということなので、それは公共性があるということとかかわりはずっと持っておりますけれども、強いて新館建設とか特別強いものを持つために、前職の副市長が社長に就任しているということではないというふうに、我々は考えております。

吹田委員

今のお話ですと、それは水族館自体の、公社自体の考え方として、今の方があそこの役員でいらっしゃるという感じで見てよろしいのでしょうか。

産業港湾部長

市が直接送り込んでいるというよりも、公社として、やはり大株主でもありますので、そういうところからも、いわゆる副市長経験者でということはあるかもしれませんが、市が直接送り込んで就任していただいているということではないと思っています。

吹田委員

大変優秀な方でございますから、基本的に、水族館のこれからということで、非常に大きな取組に入ってくるのかという感じが私はしております、そういう面では恐らく、公社ですから皆さん独自の考え方もするかもしれないけれども、小樽観光の非常に大きな部分でございます。そういう面では、市のほうのバックアップも相当必要であろうと考えているのですけれども、これにかかわって、今後、市のほうでは、資金的には難しいのかもしれませんが、そういう部分を含めて、水族館に対してどのような形にかかわっていただけるのか、この辺についてのお考えはどうですか。

（産業港湾）観光振興室長

水族館は、昨年も32万人、33万人という数字で、入館者を数えておりますけれども、最盛期、一番よかった時期は60万人近く、58万人ぐらいになったという時期もございます。せんだって、5月23日、24日ですけれども、第1回おたる祝津にしん祭りということで、水族館の駐車場を借りた中で、前浜を使ってニシンを焼いたり、それから、漁業組合といいますか、祝津の漁業者が魚介類を販売したり、いろいろな形であそこに観光客を誘導しようという

取組を行っています。祝津たなげ会という組織が、昨年、祝津の観光組合から発展的に改組して立ち上げまして、その中の一員として水族館も入っております。水族館だけではなくて、祝津全体の観光振興についても一緒になって話し合いに参加しておりますので、今後とも何とか水族館のほうに入館者を誘導するような方策も考えてまいります。

吹田委員

これから、おたる水族館については、ますます小樽観光の目玉になっていただければと思うのですが、そういう中で先日、水族館のことでそういう質問をしたときに、市長のほうの考えかどうかというのはまた別ですが、一応水族館のリニューアルとか、それから、これからの建替えとかという場合にも、祝津という地区に置いておきたいというようなイメージで市長は御答弁をされたのですが、やはりこれについては、それこそ決定権を半分以上持っている方がおっしゃったわけですから、やはり祝津から動かせないという感じもあるのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

（産業港湾）観光振興室長

平成19年第3回定例会でも吹田委員から御質問がございました。水族館は、今、館長を中心に新館構想の検討委員会の中では、あくまで職員の自主的な考え方を基に新館構想を展開していきたいというのが基本にあった中で、館長以下の考え方は、やはり国定公園という風光明媚な場所におたる水族館があるというのが、一つの小樽観光の中の魅力であると。それで、できれば本館も含めた現在位置での建替えというのが今の新館構想の中にございますので、市長も社長をやっていたということから、そういうふうに答弁をされたということだろうと思っております。

吹田委員

この祝津につきましては、これからもう少し観光客数、入館者数が増えてきますと、交通量の問題も含めてどうだろうかという感じも私はしております、そういう段階では、また違う選択肢も出てくるのかと思います。確かに今、旭山動物園は何百万という人数が来ていますけれども、できれば、おたる水族館も100万人くらい入館者が来るような形になりますと、一挙に非常にいい形になるかと思うのです。そういう中ではそういうことも必要だと思っている部分もあって、私のほうは選択肢がもう少しあってもいいのではないかという感じがしていました。どちらにしましても、このことにつきまして、私はさまざまな検討をいただいていると思うのですが、そういう中でも、より小樽の観光の目玉の一つとして、より小樽市もかかわっていただきながら大きくしていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

生活保護の母子加算廃止について

続きまして、生活保護の母子加算の廃止という問題についてなのですが、廃止ということになって、こうした生活保護を受けている方々の生活実態というものについて、原課のほうではどのように確認をされているのかと思っております、基本的に、まずそういう生活保護の方々の標準的な例で、例えば小学校就学前の子供とか小学生とか、それから、中学生と高校生ぐらいの形で、母子家庭と、それから両親がいて4人家族の方々というのは、どの程度の収入を得られるようになっているのかお聞きしたいのです。

（福祉）生活支援第2課長

生活保護世帯の実際の生活費ということでの御質問かと思うのですが、生活保護の場合は、最低生活費という国の定める基準に基づいて生活保護費を支給することになるのですが、世帯の収入によって支給額が変わりますので、いわゆる最低生活費が幾らになるのかということで答えさせていただきたいと思ひます。

まず、母子世帯で、例えば40歳の母親と高校生と中学生の2人の子供がいる世帯について住宅費、高校生就学費用も含めて1か月24万190円というふうになります。同じく母子家庭で、小学生と未就学の幼児の子供が2人いる世帯、この場合については18万6,150円というふうになります。それとまた、夫婦で子供のいる世帯ということなのですが、夫が45歳で妻が40歳とした場合に、高校生と中学生の2人の子供がいる世帯につきましては26万9,250円、夫

婦と小学生と幼児の世帯、この 4 人の世帯については 21 万 6,290 円というふうになっております。

吹田委員

この生活費の中で、一応高校の就学費用というのが加算されてあるのですけれども、この内容というのはどのようになっているのでしょうか。

（福祉）生活支援第 2 課長

高校就学費用の内訳というか内容ということでございますけれども、まず高校入学時、受験に際しての受験料、それと入学準備金ということで一時金が出ます。そのほかに毎月の部分で、基本額として 5,300 円。それから授業料として、公立高校の相当額ということになっておりますので、小樽の場合は 9,900 円。それに定期代、交通費が支給されるというふうになっております。これは実費で支給されますので、その子供によって金額が変わるということになります。

吹田委員

この基本額の 5,300 円というのは、そもそも何に使う想定でこの基本額になるのですか。

（福祉）生活支援第 2 課長

この部分については、明確に示してはいないのですけれども、高校へ行くことによって当然学用品費として日常かかるものがあるだろうということで、この部分について措置されているというふうに考えております。

吹田委員

この数字的な資料を若干いただいたのですけれども、例えば母子家庭の中で基本的な生活扶助とか、それから教育扶助とかという形で、住宅扶助もあるのですけれども、私のほうは可処分所得でどのくらいあるかということのほうで、趣旨としては適当なのではないかと考えていまして、そういう中では、例えば住宅扶助というのは、そもそも自分の何かに使えるものではない、相手に払うためのものです。高校の授業料とか定期券とかそもそも自分の自由に使えるお金ではないわけですから、そういうふうに見ますと、例えば母子世帯であれば、これで年間どのくらいの収入があるのか。単純に計算しますと、大体住宅扶助を除くと 195 万円程度の収入です。これは恐らく、私たちがこれを収入として月に幾らありますと言うと、それに普通は公務員などとプラス期末手当とかそれに上積みして何らかの収入が増えますから、この方々は掛ける 12 か月で給付していますね。そういう形で、195 万円程度の収入で年間をやらなければならない。今、日本人は年収 200 万円以下の世帯が大変だという話をしています。例えばこれで掛ける 12 か月でいきますと、母子世帯で小学校とそれから就学前の子供がいて、単純なその場合の収入ですが、169 万円の収入なのです。こういう程度で生活をしているのだというのは、決して余裕があるわけでない。これが余裕があるかないかという問題について常に問われているのですけれども、この辺が非常に難しいところで、この辺のところについて、私はこういう収入の中で、実際に生活をされている方々をケースワーカーは見ている。そういう中では、実際の状況を皆さんが把握している中では、これはもう、これだけ出しておけば何も心配なく生活できますとか、そういう形になっているのかどうかということについて、把握されているのかどうかを聞きたいのですが。

（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護の保護世帯の家庭状況といいますが、実態でございますけれども、保護世帯については、母子世帯等にかかわらず、それぞれ個々の暮らしぶりがあるわけですし、また当然各家庭で違うと思います。そういう中では、また生活の価値観も違うという中で、私どもが本当にその家庭が困っているのかどうかという判断は、非常に難しいものと思っております。ただ、現場へ行っている声としては、正直なところを申しまして、私どものケースワーカーに確認しましたところ、保護者の方から困っているというような話というのは、ほとんどが聞かれないのが実情だということで一応聞いております。

吹田委員

その中で、例えば、これは今回の母子加算廃止というところで動いたのですけれども、こういう中では、またさまざまな方策を考えて、別なことをやっているのだけれども、こういうものにかかわって、何か皆さんのほうから直接現場の皆さんの御意見等を聞いているのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

（福祉）生活支援第 1 課長

確かに今までもらっていた母子加算がなくなるわけですから、現実のことを考えますと、金額が減るわけで厳しいという状況があるかもしれませんが、私ども生活保護の実施機関としましては、今回の母子加算の廃止もありますけれども、基本的には、国が消費実態をとらえて、その水準をベースに最低生活費を定めているわけですから、それに基づいて私どもは法定受託事務として執り行っているわけで、特に多いか少ないかという判断は、なかなかコメントできないことにはなるわけです。けれども、その最低生活費の中で、あまり浪費をしなければ、何とか暮らしていけるような額相当にはなっているのではないかと考えております。

それとともに、母子加算がなくなったことによって、先ほども話が出ましたけれども、平成 17 年から高校生のいる世帯には、高校就学費用ということで、これは母子世帯ではなくて、高校生のいる世帯に措置されていますし、また、19 年度からはひとり親世帯就労促進費ということで、これは母子世帯で働いている母親に対して支給されるわけですが、そのほかに今年 7 月から、学習支援費ということで、小学校、中学校、高校に通っている子供のいる世帯、これは母子家庭だけでなく全世帯になるわけですが、そういう中で、いろいろな形で措置されているということで、そういうことを考えたときに、私どもが今の段階で独自にというのは、そのような形でなかなか対応を考えるのはどうかということで考えております。

吹田委員

いずれにしても、私はやはりここに住んでいる方々が、さまざまなことで仕事ができなかったり、病気にかかることがありますので、そういう面では、最低、人間としてきちんと生活できるようなことが対応できるように、私は日本の社会を考えていますので、こういう面では、よりそういった原課の皆さんにも、そこをしっかりと見ていただきながら、適切な指導なり、また、必要であれば国に対してそういうことを要望していきなりということをしていただきたいと思います。ぜひそのような形で、生活に非常に苦勞されている方がたくさんいらっしゃる。生活保護でない方もいらっしゃるのだけれども、そういう方々も含めて、そういうのはしっかりと守っていかないとだめだと考えていますので、この辺のことをよろしく願いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

福祉部長

いろいろと御意見を伺いましたけれども、基本的には、今、母子加算につきましては、市長からも答弁したように訴訟中ですので答弁に限界があるわけですが、現在、5 月末現在で 3,714 世帯、5,360 人いらっしゃいます。また、そのうち、お尋ねのありました母子世帯は 436 世帯あるということで、それだけありますので、それぞれの世帯でそれぞれの生活のありさまがあるということでございます。また、一般世帯でもそうだと思いますけれども、生活の工夫とかやりくりとか、うまいとか下手とかという次元の話もあると思いますけれども、現実に母子加算を廃止された世帯については、影響がないとは言えないと思います。ただ、先ほども課長から申し上げましたように、基本的には最低限の生活をできるということで定められた基準ですので、私どもとしては、そういったいろいろな状況がございますけれども、やりくりなりをして、何とかその範囲内で生活していただける、あるいはしてほしいというふうに思っています。いろいろ制度が変わっておりますので、法定受託事務といいましても、全国市長会を通じて、これまでもいろいろな要望をしておりますので、またいろいろな状況を見ながら、市長会等を通じてそういう要望をすべきだという状況になりましたら、当然小樽市も加わるという形にはなるかと思っております。

委員長

平成会の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

整備新幹線について

整備新幹線の問題についてお尋ねいたします。代表質問での新幹線にかかわる私の質問に対して、昨年12月16日の政府・与党ワーキンググループでの合意について、検討すべき課題について市長は財源問題、お金をどこから持ってくるかということが問題だというふうにおっしゃっていたのですが、半年たっていますけれども、この財源問題についてはどのようになっているのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まず、財源についてなのですが、北海道新幹線の建設費について話をさせていただきます。平成17年度には、総事業費で30億円、18年度は60億円、19年度は100億円、20年度は178億円となっております。当市における財源についてなのですが、まだ詳細のほうは示されておりませんので、試算することはできません。以前にも話しておりますが、国費が3分の2、それから北海道負担が3分の1ということになっておりまして、その北海道負担分の10分の1が小樽市の負担というふうに考えられております。ただ、市にかかる事業費がまだ出ておりませんので、詳細については答弁することができません。

菊地委員

市長のおっしゃったことは、国においても札幌 - 長万部間の着工にかかわる財源をどう手だてするのか、そのことを検討するということだったというふうに私は思ったのですが、そういう押さえでよろしいでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

今御質問のとおり、JRからの貸付料とか国と地方の負担のあり方とか、そういったものを含めて整理するというようなことで、市長のほうから答弁されたと認識しております。

菊地委員

国においても、どういうふうにするのか、まだ明らかにされていない。半年たっても、その財源手だてについて少しは進展した部分があるのかということについて、改めてお尋ねしてよろしいですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

4月ごろには与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームが開催されるというようなことも聞いておりましたけれども、そういったことが開催されておりませんので、現段階で幅広い観点から財源の確保の方策をとということについては、私どもは、現在の段階では情報を得ておりません。

菊地委員

市長は、財源の手だてだと、それ一本だと、お金の都合がつけば前に進めるというふうにおっしゃっていましたが、財源の手だてのほかに検討を進めることはなかったのか。また、こういう内容に基づいて、この間、具体的に何か行われてきたのか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

一応、当初の予定では、与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームが開催される予定でありまして、その中で財源、新規着工からの財源、それから北海道の部分で言いますと、札幌 - 長万部間の整備方法がフル規格になるのかどうか、その辺について検討される予定でありました。

菊地委員

平成19年9月の広報おたるでは、15年当時に国土交通省が試算した建設費ということで、1兆5,470億円と記載されています。小樽市の新小樽駅の線路とか駅舎のお金は、どのくらいかかるのかといっても示せないのですよね。そうすると、この1兆5,470億円という建設費は、どういうふう積み上げられてこの額になったのかというふうには、私は非常に不思議に思ったのですが、現に着工されている新函館までの建設工事で、かわりのある北斗市、それ

から木古内町の負担額について、それぞれ実績についてお示しいただきたいと思います。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

当初、1兆5,800億円ということで、国土交通省が平成15年度価格で試算しておりまして、これが、新青森から新函館までが、一応当初5,000億円ということで予定されておりました。つまり、1兆5,800億円から5,000億円を引いた1兆800億円というのが、新函館から札幌までの事業費ということになります。その後、新青森から新函館までが約4,700億円に修正されまして、その後、また物価の高騰などによりまして900億円が追加されて、約5,600億円ということになってございます。ただし、新函館から札幌までの1兆800億円については変わっていないというふうな回答をいただいております。小樽駅にかかる額について、まだその程度しかわかっておりませんので、あるいは駅の位置とか、トンネルとトンネルの間にどのような形で置くのかというようなことも詳細が決まっておきませんので、小樽市の負担する分については、まだ試算できないという状況であります。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

御質問にありました北斗市と木古内町の部分でございますけれども、今聞いておりますのは、平成19年度段階で北斗市が43万3,000円、木古内町279万5,000円。それから、20年度ですけれども、北斗市が52万7,000円、木古内町が2,756万9,000円と聞いております。

菊地委員

それはどこの部分にかかるお金なのですか。駅舎なのか、それとも整備の部分だけなのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

この額につきましては、駅も含んで駅周辺に係る調査委託ですとか、あるいは用地取得に係るものというふうに聞いております。

菊地委員

そうすると、今ここにつくられる駅舎とか、そういうものの金額については幾らかかるのかということについてはわかるのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線の駅に係る部分につきましては、まだ出してないそうです。まず、路盤の整備ということで、その後にその上に箱物をつくるという形になりますので、まずは路盤整備といったことが先になるというふうに聞いております。ですから、ここの用地取得ですとか調査委託を今している段階ということで聞いております。

菊地委員

つまり、実際に函館まで延びるという中でも、こういう木古内町とかそれから北斗市で駅舎に係ってどれだけのお金がかかるかということが明らかにされていないということは、実際に新小樽駅の駅舎にかかわる建設費用とか、それからそれに対して小樽市の負担はどうなっていくのかは一体いつの時点で明らかになるのか、それはどうなっているのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

確かに、これまでも議会でそういう御質問をいろいろいただきまして、私どもも、何度かその時期がいつなのかということで、いろいろ鉄道・運輸機構のほうに聞いているのですけれども、まず、新幹線の工事というのは10年ぐらいかかるということで聞いております。その中で、あくまでも最初に主幹が言いましたように、実施計画の認可後の調査、測量なり、それから用地取得、基盤整備、トンネルとか橋りょうとかといったものをまず設計して、おおむねそのものが片づいて、1期とか2期とかそういう言われ方をしておりますけれども、開業の四、五年前とか、3年前とかといった時期に、主幹が言いましたように、その上に建つ箱物が設計されて、工事が発注されるといったことなので、具体的に開業前ということしか言えないのです。

菊地委員

情報が全くないので、私は、小樽市の財政が厳しくなっているのに、新幹線が来ていいのかとか、どのくらいお金がかかるのかという質問にお答えできないのです。市長は、これまでも新幹線問題について広報おたるでも出しているということをおっしゃったので、改めて見ました。全体の建設費については、書かれてはいるけれども、あの広報おたるだけを見ていたら、それに対してだれがどのような財政負担を負うのかということについては書かれていません。ホームページを見て初めてわかります。それに、では駅舎にどのくらいのお金がかかるかと聞いたら、わからないのです。本当にそういう意味では、新幹線が来るといいということだけは、たくさん広報おたるに書いてあるけれども、道民負担はどうなるのかとか市民負担はどうなるのかということについては、本当に情報が開示されていないというか、不足しているということについては、改めて指摘しておきたいと思います。

それと、在来線についてお尋ねします。昨日、今日と新聞報道では、仁木町とか余市町の議会のことが書かれています。並行在来線の存続、北後志で一丸で、これは仁木町長がおっしゃったというふうにあります。それから、函館本線の経営分離問題では、JRに存続を働きかけると。それは余市町長の答弁だというふうに書かれています。やはり政府・与党ワーキンググループのそういう合意を受けながら、北後志では自治体を挙げてやはり在来線の存続運動に、それぞれの首長が並々ならぬ決意で、今、向っていこうとしているのかというふうに思います。それで伺いますけれども、地元自治体の合意が取りつけられなければ、絶対に認可されないというふうに、今でも理解してよろしいでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

認可につきましては、国のほうが最終的に示すという形になるのですけれども、認可があって並行在来線の話が出る、あるいは経営分離の話が出てくるということになりますので、認可するような形で、各首長が判を押さない限りは、実際には認可されないというふうになると思います。

菊地委員

小樽市にとっても、北後志との連携は大変重要な意味を持つと思いますし、実際はどうなるかはわからないけれども、札幌 - 小樽間はそのまま残るのではないかという、これも淡い期待なのかもしれません。ただ、塩谷とか蘭島とか余市へ続く沿線を持つ小樽市としても、この北後志の問題は避けて通れないと思うのですが、この期成会の会長として、市長のかじ取りが重たい意味を持ってくるのかというふうに思います。これまでの市長の御答弁では、北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の中で、並行在来線についての議論は始められていませんとのこと。沿線の北後志の首長の気持ちをお伺いしたことがあるのかということについても、たぶんこういう御答弁からすると、お伺いしたこともないのではないかというふうに思うのですが、実際に、仁木町あるいは余市町の町長のこうした動きに対して、市長としては、具体的な協議会が立ち上がり、これから経営が分離されるということが示される前に、しっかりと後志の町村の皆さんと話し合いをする必要があるのではないかと思うのですが、その辺についてどのように考えていますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

確認ですけれども、小樽市長は後志・小樽期成会の会長といたしまして、この5月25日にも期成会の開催をいたしまして、まず期成会でやるべきことにつきましては、新函館 - 札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成。それから、新青森 - 新函館間の早期開業。それから、先ほどもございましたけれども、公共事業費の重点配分などによりまして、建設財源の確保、それから地方負担に対する財源措置の充実ということで要望してございます。

それと、並行在来線問題につきましては、昨年の第4回定例会でも、市長のほうから答弁させていただいておりますけれども、あくまでも我々の立場としては、残していきたいという前提は、市長のほうからそういう立場でということと答弁しています。それから、在来線の問題につきましては、当然重要な問題だということと認識してご

ざいまして、あくまでも菊地委員の代表質問の答弁に関しては、まずは期成会としては、札幌までの延伸ということで進めていくと。ただ、在来線問題につきましては、当然今後きちんと明確になっていく中で、北海道を中心として、沿線の自治体とも話し合っていくということは、答弁しておりますので、そういった意味で、当然北海道を中心として私どもも話し合いをさせていただかなければならないというふうに認識をしているところです。

菊地委員

今、室長が御答弁された明確になっていく中でというところが、私はどの時期なのかと。経営分離が示されたときなのか、それともその前に、今、北後志でそういう動きがある中で、先ほどお話があった定住自立圏構想の問題もありますけれども、そういう問題とも絡んで重要な問題になってくるのではないかと思うのですが、その中で市長はどういうふうに北後志の皆さんの思いを受け止めていくつもりがあるのか、そのことについてお尋ねします。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

まだ認可になっていない段階で、並行在来線の経営分離区間というのが決まっていないという前提がございまして、いつかという部分につきましては、市長から答弁させていただいているのは、やはり認可・着工後、その間がいろいろ、御質問にありましたようにあると思うのですけれども、在来線が経営分離される区間が決まる段階で、きちんと話し合いをしていきたいということで、確定するのがいつかというのは今明確に言えませんので、あくまでも確定するという前提の中で話し合いをしていくと。当然、今、道南の方でもやっていますけれども、江差線で在来線の分離区間が明確になって、平成17年に実施計画の認可がなされました。その後、並行在来線対策協議会が立ち上がって、17年から21年、今まだ協議を進めているという状況でございますので、そういったことも踏まえながら、あくまでも認可・着工後に向けて、そういった具体的な協議を進めていきたいというふうに考えております。

菊地委員

並行在来線対策協議会が立ち上がるのは、認可・着工後ですけれども、経営分離の区間が示されるのは、その前だと思うのです。そういうのを待つのは損ではないかというふうに思うのです。これは私の思いですから、お答えは結構ですが、北海道の交通事情というのがありますし、何よりも地元自治体の住民の生活が守られて、新幹線の効果が出てくるというふうに思いますので、JRから在来線の分離をしなくても新幹線の建設工事が同時進行で着工できるのだという道を北海道は検討していくべきではないかということも含めて進めていくべきではないかというふうに思うのです。いずれにしても、情報をしっかりと詳しく道民、市民に知らせることと、それから、地元住民の意思を無視した形での新幹線が先行することのないようにということで、小樽市としても、その姿勢で取り組んでいただきたいということを述べまして、私の質問を終わります。

放課後児童クラブの土曜日の試行開設について

中島委員

最初に放課後児童クラブについて質問します。平成21年4月、5月の土曜日の開設結果を資料でいただきました。今回の4月、5月の2か月間の試行の取組の理由、経過も含めて、結果について簡単に御説明ください。

教育部青木次長

今年度4月、5月に放課後児童クラブの土曜日の試行開設に至った経過等についてでございますけれども、私ども、放課後児童クラブにつきましては、教育部のほうでは市内22の小学校と、それから昨年度開設した小樽ろう学校の合計23の放課後児童クラブを所管してございますが、これらのうち、土曜日の放課後児童クラブを利用される子供につきましては、拠点5校とありますが、幸小学校、量徳小学校、桜小学校、朝里小学校、銭函小学校の5校に集約して開催してまいりました。

放課後児童クラブの運営に当たりましては、国及び道の補助金と、それから利用者の方からの利用手数料、それから市の一般財源ということで運営してきたわけなのですけれども、国のほうでは、10人以上、年間250日以上の開

設のクラブに対しての補助が原則でございまして、平成21年度までについては、登録児童数によっては、国の特例あるいは道の単費の補助金も出るという形で運営してございました。それで、22年度以降は、年間250日以上開設しないと補助金が受けられないということでございましたものですから、22年度以降の対策を考える中で、その前年度である21年度については、5校を選んで、その5校において年間250日をカバーできる理由として私どものほうで考えたのは、子供たちが、入学、進級等によって環境に変化のある年度の初め、4月、5月において250日をクリアする日数を開設する、そのことによる結果について検証をしたいということで、今回の所要の試行開設をしたものでございます。

中島委員

小樽市の放課後児童クラブ児童数一覧表という資料を提出していただきましたけれども、おっしゃったとおり5か所の拠点校でしか土曜日は開設していません。そうしますと、国の補助基準で200日以下ということになって補助金はもらえなくなるということですが、この学校の中のどれぐらいがそれに該当することになるのですか。5校はクリアするのか、そしてほかの学校全部は全くクリアしないことになるのか、どうですか。

教育部青木次長

御質問の補助金の受給の関係ですけれども、年間250日をクリアしているのは、現在教育部で所管している学校の中では、二重丸の先ほど申し上げた拠点5校のみが250日をクリアしてございますので、そちらのほうだけが補助金を受給できます。それ以外の学校については、250日を満たしておりませんので、平成22年度以降は補助金がなくなるという状況でございます。

中島委員

今回の実施をやってみた段階で、これがどういう結論を出すかということになるのですけれども、今回実施してみて、2か月で何日になりましたか。

教育部青木次長

今回、4月、5月で9日間の土曜日に開設いたしました。その結果、この試行5校におきましては、年間251日の開設となります。

中島委員

そうすると、教育委員会の方法としては、250日以上だから、2か月やってみたら251日になったので、来年度からは4月、5月のみ実施する学校を増やすということを考えているのか、それとも何か所か通年で開くということを考えているのか。このやった結果についての、今後の土曜開設についての検討は、どういうふうにされるのでしょうか。

教育部青木次長

今回の試行につきましては、来年度補助金が削減されるということに備えて、指導員の確保、習熟等の関係あるいは実際に試行5校で開いたときに、どれだけの子供が土曜日に利用するか等についても検証するということがございました。この検証結果をもって今後検討して、平成22年度以降250日を満たす小学校を増やすのか、あるいは委員が今おっしゃったような形で、通年で開設する小学校を増やすのかということについて、今後、検討してまいりたいと思います。

中島委員

今回実施してみて、問題点や課題をどのように考えているのか。あと、登録児童が全体で何人になったのかということと、登録児童の中の新1年生の人数についてお答えください。

教育部青木次長

今回5か所で開設した結果でございますけれども、その中での課題というか問題点ということでございます。学校によりましては、一定数の人数の子供が利用したということで、2けたに届いたところはございませんけれども、

一定数の人数が利用されて、クラブとして運営することができたところもございましたが、中には、利用者が 1 人もいない、ゼロという日数があった学校が 3 校ございまして、特に天神小学校では 9 日間開設したうち 1 人利用した日が 4 日間ということで、5 日間についてはゼロであるということがございましたので、そういう点が課題といたしますか、小さなクラブで開設するときに課題となるというふうに考えてございます。

土曜試行開設をして、登録した児童の全体の数でございますけれども、試行した 5 校の登録児童の計でございますけれども、日によって、退会する方もいますし登録する方もいますので、平均ということで見ますと、大体二十七、八人の方が、5 校で登録されまして、1 校平均 2.4 人の方が利用されました。

試行 5 校のそれぞれ 1 年生の登録数でございますけれども、長橋小学校が 9 人、それから、手宮西小学校が 4 人、最上小学校が 1 人、天神小学校が 1 人、若竹小学校がゼロ。合計 15 人の 1 年生が土曜日に登録いたしました。

中島委員

ゼロが 3 か所あったといっても、ずっと来ていたのに、最終日の 5 月 30 日に来なかったところがあるわけです。これは、もうどうせ最後だから、行っても仕方がないと思ってやめた方が多いのではないかと思いますから、これもゼロだというふうに判断するのは、いかがなものかと私は思います。そういう点では、この土曜日に開設している 5 校中、天神小学校を抜かしてほぼ皆さん登録した方が来ているという評価をすべきではないかと思えます。資料を見ますと、長橋小学校なども 5 人から 8 人がずっと来ていますし、手宮西小学校も 5 人程度とだんだん利用度合いが高くなっているのです。そういう点では、定着すればやはり利用する方が増えるのではないかと思います。今回の試行の 2 か月の期間でも、続けていったほうがいいのではないかと私は思いますが、そういう点での要望はなかったのですか。

あるいは、この利用が多い長橋小学校など 2 か所があるわけですから、そういうところだけでも続けるということを検討できなかったのか、その点についてはどうでしょうか。

教育部青木次長

まず、今回の試行について、延長を要望する声なかったのかということでございますけれども、市内の小学校の保護者の方から、4 月、5 月に利用したけれども、期間を延長できないかという御要望が 1 件ございました。

次に、今回の試行 2 か月の延長について検討しなかったのかということでございますが、これは、私どもあくまでも 2 か月間土曜日の開設することを試行したということでございまして、それによって 250 日をクリアする検証をしたいということで、行ったことございますので、土曜日開設をこれ以上延長するということは検討はいたしませんでした。

中島委員

私のところにもその要望を出した母親から連絡がありまして、「1 年生で最上小学校に入った。この 2 か月の土曜日は助かった。自分は介護施設のヘルパーの仕事で、泊まりもある仕事です。子供が土曜日にどこに行くのかということになれば、量徳小学校に行きなさいと言われたけれども、車がないために、朝にバス 2 路線を乗り継いで子供を送って、そして仕事に行くとなれば、8 時半からの受入れでは到底間に合わない。1 路線で利用できる場所は無いのだろうか」、そういう相談を受けました。この相談について、教育委員会のほうではどういう対応をされましたか。

教育部青木次長

今、委員のおっしゃった最上小学校の保護者の御要望の件は、確かに私どものほうで今月になってから承っております。御相談いただいた方には、今回の試行の趣旨等を説明した上で、来年度以降の実施について検討をするに当たっての御意見として受け止めさせていただきたいということで、話をさせていただきました。

中島委員

改めてこれを見ましたら、現在、土曜日の集約でやっている土曜日開設の放課後児童クラブは、幸小学校、量徳

小学校、桜小学校、朝里小学校に銭函小学校の 5 つです。どこでも自由に選んでいいというのです。けれども、最上小学校にいる子供は、選ぶとしたらどこに行けますか。中心部にはないのです。そういう意味では、緑小学校でやっていないのだろうか、稲穂小学校でやっていないのだろうかと聞かれましたけれども、行けないのです。そういうことを改めて見れば、学校を利用しないほかのいなきた児童館、塩谷児童センター、勤労女性センターについては、どういう扱いになっていますか。

教育部青木次長

教育部所管以外の部分で、塩谷児童センター、いなきた児童館、それから勤労女性センターにおけるそれぞれの扱いでございますけれども、原則として、市立小学校につきましても、塩谷児童センターについては塩谷小学校の子供、それから、いなきた児童館については色内小学校の子供、勤労女性センターについては稲穂小学校の子供を受け入れるということになってございます。

中島委員

ここは自由に選択する対象外になっているのです。どうしてこの教育部所管外の三つについては、自由に選ぶという対象になっていないのでしょうか。また、ここは定員があるのですが、定員についても、現在、満員なのかについてもお聞きします。

教育部青木次長

まず、前段の今申し上げた三つの放課後児童クラブで、ほかの小学校の児童を受けていないのはどうしてかということでございますけれども、それについては、それぞれの児童クラブで運営要綱を定めて、対象となる小学校の児童について定めてございます。私の考えるところの一つには、それぞれのクラブで他校の児童と一緒にするというのを想定しておらず、基本的に、それぞれの放課後児童クラブは、その小学校で受け入れるということのを想定して始められたというふうを考えております。

あと、定員でございますけれども、塩谷児童センター、いなきた児童館については、定員は 30 名で、それから、勤労女性センターについては、定員は 39 名と聞いていまして、いずれも現在のところ定員より少ない登録児童数になっていると聞いております。

中島委員

私は、学校の通学対象がちゃんと決まっても、特別に校区外を選択できるという仕組みがあると聞いております。学童保育も、個々の事情によっては配慮して対応できる対象だと思うのです。今回のように、1 年生で小学校に入学したばかりで親がそういう状況だといったときに、定員があいていてバスが 1 路線で行ける場所がないのかという相談に乗れないのでしょうか。私は、そういうことをぜひ検討して、全部に開放するわけにはいかないけれども、困っている方がいたときに対応するという姿勢が必要だと思うのですけれども、これはぜひ検討してほしいと思いますが、全く検討する余地がないのでしょうか。いかがですか。

教育部青木次長

来年度以降のいわゆる拠点校の拡大に関する部分でございますけれども、今回委員がおっしゃったように最上小学校の子供が一番近い量徳小学校のクラブを利用するときには、ちょっと遠いとのこと。バスで行くにしても 2 路線かかるというような問題点が出てまいりました。市内の中心部の小学校の児童クラブの中で、土曜日に開設しているところが少ないということは確かでございますので、来年度以降の通年開設について、利用状況あるいは小学校の数等から総合的に判断して、開設の拡大ということも検討しなければならないというふうを考えてございます。

中島委員

ぜひ開設してほしいのですけれども、この方については、今の問題なのです。来年度以降どこかに開設するからという話ではなく、現在の子供の放課後の問題を検討してほしいというお話ですから、それは来年度の話にしない

で検討はできないかという相談です。これが 1 点。

もう一つは、今回私は、他都市の状況で学童クラブは土曜日に開設していないものなのかと思って、いろいろと聞いてみたのですが、道内の主要都市で、やっていないところのほうが少ないのです。ほとんどのところは、みんな土曜日も含めてやっています。例えば、通年上の問題、今言った補助金問題がクリアできないということで、苫小牧市はどうするかというと、来年度から夏に一部ではなくすべての学校で開いて、通年問題をクリアするとかというお話をしていました。土曜日に開設していないのは、苫小牧市とか千歳市とかぐらいで、あとみんなやっています、補助金問題をクリアできないというお話自体が少ないのです。それだけ小樽市の学童保育が遅れていたのではないかと私は思うのですが、この機会に、補助金問題として考えるのではなくて、子供の放課後対策としてどう対応するかという観点からいけば、251日でいいのだなどと言わないで、基本としては、全く利用者がいないところを除いて、ちゃんと通年ですべての学校で開設することを検討すべきだと思うのです。そういう姿勢で、土曜日の放課後児童クラブを検討していくべきだと私は思いますが、どうでしょうか。この 2 点についてお伺いします。

教育部長

おっしゃっている意味はよくわかります。ただ、私どもやはり国の補助基準がこの250日以上でなければ、あるいは10人を超えなければ一切補助がなくなるという現実というのが、極めて厳しいというふうに思っております。それで、国の補助の対象となっても、それは当然100パーセント補助ではなくて、持ち出しは当然あるわけで、さらに、それがなくなると100パーセント持ち出しということになるわけです。ですから、私どもとしては、この事業を何とか安定的に進めていくためには、国の補助も適用される方法ということも考えていかなければなりません。それから、今、委員が言われましたとおり、全部でなくても、子供が通えるように拠点校というのをどういうふうに変えなければならぬかという視点も持たなければならぬと思います。そういった部分からいたしますと、今回、新たに5校で試行をやりまして、先ほど次長のほうから申し上げた実態でありますし、今、中島委員のほうからは、最上小学校、緑小学校、どちらかという山手地区といったところでは、通年土曜開設しているところが、現状ではないという部分もありますので、そういったところを含めまして、新年度に向けて250日以上の開設日、それから拠点校のあり方といった部分を検討してまいりたいというふうに思っております。

教育部青木次長

1点目の御質問の部分で、今年度これからどうなのかという御質問でございますけれども、私どものほうでは、年度途中で拠点校を拡大するということは、できないというふうに思っております。

中島委員

この項の最後になりますけれども、私の希望としては、やはり土曜開設の拠点校をふやすのではなく、原則的に放課後児童クラブを実施しているすべての学校で、土曜開設をしてほしいという要望です。

それと、今の1点目の問題についても、中心部の勤労女性センターやいなきた児童館の定員がまだ満たされていないわけですから、ほかの学校の子供は入れないなどと言わないで、拠点校ではいろいろな学校から集まってやっているのですから、そこだけできない理由はないと思うので、検討してほしいということをお願いして、この質問を終わります。

市営住宅問題について

次の問題に移します。今回の補正予算の中に、住宅問題ですが、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として7,400万円で、公営住宅解体事業費が予算化されています。今回はオタモイA住宅及び最上B住宅というふうに書いてありますが、この7,400万円のうち最上B住宅分は幾らになるのでしょうか。

（建設）白川主幹

今回、補正予算案として計上させていただいております公営住宅解体事業費のうち、最上B住宅の分は1,690万円

でございます。

中島委員

最上 B 住宅というのは、今、政策空き家ということで、入居者を次々入れるということはありません。この住宅は、今何棟あって、そもそも全戸数は何戸あって何人入っているかという状況についてお知らせください。

（建設）白川主幹

最上 B 住宅は 12 棟 56 戸ございますが、そのうち 5 棟 24 戸のうち 11 世帯が入居している状況でございます。

中島委員

そうですね。実際にこれだけ入っています。大分老朽化して、市営住宅としての体をなさない状況でありますけれども、入居している方は 11 世帯います。入居者がいるのに、入っていない棟を取り壊すということが今回の提案です。これまで、このような事例があったのでしょうか。

（建設）白川主幹

今までの事例ということですが、同じ最上 B 住宅で、平成 17 年に 2 棟 8 戸を解体しておりまして、用途廃止しております。

中島委員

そのときは、雪を捨てる場所がないという団地の皆さんの相談がありまして、建築住宅課と相談して、ここの部分を取り壊して雪捨て場にしましょうということで、住民要望から出発した一部取壊しだったのです。今言っているのは、市が、そういうこととは別に、市営住宅の入居者がいる中で一部解体ということをやったことはあるかという質問なのですけれども、ほかのところではないのですか。

（建設）白川主幹

詳しく調べておりませんが、そういう今、委員がおっしゃったような状況での解体というのは、なかったかと思えます。

中島委員

この最上 B 住宅は、今回解体される長橋の団地が終わった後は、梅ヶ枝の団地とともに、昭和 38 年、39 年に建設された市内で最も古い市営住宅になります。公共賃貸住宅ストック総合活用計画以前の、再生マスタープランの段階では、平成 19 年度に建替えの予定でしたけれども、これも中止になって、先の計画はありません。その後、この最上 B 団地に関しては、入居している皆さんの要望もあったりして、何度か建築住宅課のほうで話し合いや、意向調査もして、別の市営住宅に移る配慮などもしてきたと思います。現在、この 11 世帯の皆さんの意向ということについては、どのように把握されていますか。

（建設）白川主幹

今、委員がおっしゃったように、現在の入居者について意向調査を行っております。43 パーセントの方が、現在の住居にそのまま住み続けたいとおっしゃっておりますが、29 パーセントの方が、ほかの市営住宅で、それから、14 パーセントの方が、同じ団地内の別な場所、別な住居に住み替えたいという希望を出されてございます。

中島委員

それは、用途廃止になるまでの関係、政策空き家という段階から用途廃止になるまでの間の関係というのが、ちょっとよくわからないのですけれども、こういう 11 世帯しか残っていないような状況になったときに、今後この最上 B 住宅は、どうする方針なのでしょうか。全世帯が自然にいなくなるのを待って用途廃止にするのか、一定の時期に何らかの方針を出して退去を進めていくのか。そういう方針があった上での一部解体なのですか。ここがよくわからないのです。

（建設）白川主幹

今回の解体工事につきましては、あいた旧棟がありまして、やはり生活環境上、それから景観上、また、防災面

の部分でも心配がございまして、あいている棟に関して解体していきいたいということなのですが、現ストック計画の中では、この最上 B 住宅は、用途廃止をするという住宅に位置づけられてございまして、私たちとしては、入居者の希望を聞きまして、移転希望を持っていらっしゃる方には、移転先を紹介しております。しかし、先ほど説明しましたように、半数以上の方々がこの団地にそのまま住み続けたいとおっしゃっておりますので、当面は、この住宅を入居希望者の意向に沿って維持していきいたいというふうを考えているところでございます。

中島委員

私は、皆さんのお話をいろいろ伺っているのですが、「私たちがここを出ていくときに、転居費用を出してくれるのかと。そういう話だったら、ほかに行きたいのだ。しかし、自己負担で自分で選んで行きなさいと言われても、そんなお金を工面できない」という率直な声を聞いています。中の皆さんの意見では、市の職員のどなたが言ったか知りませんが、残り 5 世帯ぐらいになったら転居費用も出して全体を処分することができるのだけれども、まだ 11 世帯もあれば無理だというようなことを聞いたという方もいます。真偽のほどは明らかではありません。ですから、市にはそういう政策というか方針があるのか。大体、政策空き家で、将来廃止するまでの間に入居世帯が減少して、何件になったら手を打つ、そういう基準なり、めどというものはあるのですか。

（建設）白川主幹

先ほど申し上げましたように、将来は用途廃止ということで位置づけられている住宅ではございますが、ここに住み続けたいという方がおりますので、私たちとしては、この住宅を維持していきたいと思っておりますし、今、委員がおっしゃったような、5 世帯ぐらいになればとか、そんなようなことを市の職員が言っているとは思えませんし、そういうような基準というのも持っているということではございません。

中島委員

そういう方針は特にないということですね。中でそういう何世帯になったらという方針はないというふうにお聞きしましたが、正直言って、住んでいる人がいるのに一部の取壊しをやるというのは、最上 B 住宅が最初ですね。居住者がいるのに空き棟を解体するというやり方は出ていけと言わんばかりで、非常に気持ちのいいものではないと私は思うのです。むしろ、今回交付金が使えらるのなら、この際やっしまおう、そういうことで解体計画を立てたのではないかとこのように思ってしまうのですが、少なくとも住民への配慮という点では、もう既にあいたところに畑をつくった方がいまして、この畑を移さなければならぬとか、大分悩んでいましたけれども、そういう状況をもっと早くわかったらつくらなかったと言っていました。そういうことも言えば、やはり事前に知らせることぐらいするべきで、ちょっと唐突だったかと思うのですが、配慮という点では問題ではないかと思っておりますが、いかがですか。

（建設）白川主幹

先ほど申し上げましたように、やはり老朽化した住宅が人の住めない状態であるということは、防災面とかそういう部分で心配な部分もございまして、また、生活環境面とかそういう面でも非常に好ましい状況ではございません。また、解体した後、住んでいる方の周りに一定の空地ができるということで、冬場の堆雪帯にも使えるようになるというふうにも考えておりますので、その辺を御理解いただきたいと思います。

中島委員

今回は、政策空き家ということで出ていますけれども、政策空き家というのはほかにもあるのです。現在、政策空き家として、どこに何戸あるのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

現在管理してございます政策空き家の場所と戸数ということでございますけれども、まず住宅名といたしましては、桂岡住宅、最上 B 住宅、花園共同住宅、長橋 B 住宅、オタモイの A から G までの住宅、それと塩谷 B 住宅がございまして、数としましては、桂岡住宅は 118 戸管理しているうち、空き戸数が 86 戸でございまして、それと、最上 B が

56戸のうち45戸あいてございます。花園共同住宅は18戸のうち4戸が空き家になってございます。長橋Bが80戸のうちすべて80戸が空き家になってございます。オタモイのAからGでございまして、599戸のうち460戸が空き家とになってございます。それと、塩谷B住宅ですが、60戸のうち11戸が空き家になっていまして、合計931戸の政策空き家に対しまして空き戸数が686戸になってございます。

中島委員

そういう状況の中で、このストック計画を今年度で終わって、来年度からの新しい住宅政策を今年度中につくるということで聞いております。こういう政策空き家が用途廃止になることを考えれば、かなりの数の住宅がなくなるのではないかと思います。最上B住宅もそうですけれども、現在住んでいるところに続けて住みたいという意味は、場所というか最上地域という意味だと思っております。そういうことを考えれば、それぞれの政策空き家の地域内にふさわしい受皿があるかどうかというのも重要だと思っております。改めて考えてみますと、オタモイは今建設中です。660戸ぐらい政策空き家があるうちに、今つくっているのはせいぜい百五、六十戸ですから、まだまだ足りないと思っておりますが、最上の場合は道営住宅も市営住宅もあります。花園共同住宅も、中心部で受皿はあると思うのです。しかし、問題は桂岡です。この地域に市営住宅として移転できる受皿があるのかどうかという問題なのです。聞いてみましたら、銭函にも市営住宅があって大変好評で、皆さんなかなか出ていかないということで、長年住まわられている方が多いというお話も聞きました。

この雇用促進住宅の問題を、昨年の第3回定例会で古沢議員が取り上げました。雇用促進住宅の廃止問題については、そのときの山田副市長への質問の御答弁としては、「国の後始末を任せられるのは困るのだ。市営住宅として買い取るといっても、住宅機能をきちんとするためにはお金もかかる。いったんここを買ったら、今度は潮見台宿舎も買いなさいと言われる。いろいろあるのだから、そう簡単に決められない」と、そういうような御答弁でした。しかし今、来年の新しい市営住宅を建てるということを考えてみたら、用途廃止をする住宅の受皿問題として、これは市が検討しなくてはならない地域として考えるべきではないかと思っております。

御存じだと思いますけれども、この間の国民の運動の中で、雇用促進住宅の廃止も平成22年から、さらに3年間延びて、全体で5年間は継続して現在居住が続けられることになっております。そういう中で、小樽市は既に購入とか移譲とかの件については、全部お断りしているという報告も受けています。しかし、新しい計画を立てる段階で、この銭函の雇用促進住宅も桂岡の廃止する住宅の受皿として、検討することはできないのかどうかと思いますが、そういうことは考えるに値しないものでしょうか。いかがですか。

（建設）白川主幹

以前の委員会にも同様の御質問がございまして答弁しているのですが、やはり、今、雇用促進住宅はそれぞれ築年数が経過しておりまして、それなりに老朽化しているという状況でございまして、それを引き受けて維持していくということになると、空き状況とかもございまして、維持するために相当な経費がかかっていくということが想定されまして、買い取りして活用するということが難しいというふうに考えております。

中島委員

つれない御答弁だと思うのですが、今後ともその問題については取り上げていきたいと思っております。

ストック計画の中身について、何点か簡単にお聞きします。

ストック計画の中に、市営住宅を利用している皆さんのアンケートが入っています。住宅の中の要望というところで、高齢者、障害者に向けての住宅対応をしてほしいという要望が一番になっているのです。そういう点で、私たちは、今住宅の4階に住んでいても下まで歩いていくのが大変だから、変えてほしい、住み替えたいという希望をお聞きすることがあるのですが、それについては、対応はどのようにすることになっているのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

住み替えにつきましの御質問でございまして、平成17年から取扱いの規定がございまして、市営

住宅の入居の方が加齢や病気等によりまして日常生活に身体の機能上の制限を受けることになった場合、4階ですとか5階に住んでいて階段の上がりおりが大変だという場合に、医師の診断書の提出等をいただく中で、下の階に移りたいという希望の住宅を聞きまして登録をさせていただきまして、その部分があきになったら紹介して住み替えるということで運用してございます。

中島委員

そのように、市営住宅の入居申込案内などにも書いてありますが、実際に、緑の団地で4階に住んでいて、ひざが悪くて医師からも注意を受けている方が、2階があいたので移れないかと市役所に相談に行ったら、相手にしてもらえなかったと本人は受け止めています。それで、手続もしないでお帰りになって、もうちょっと悪くなるまで待つと言っておりましたが、こういうことでは、受付をしたことにならないのではないかと思います。市民一般の中にも、なかなかそういうことはできないものだと思っている方が多々ありまして、実際にはあかないと移動になりませんから、市営住宅の公募に当たるよりも難しいのではないかと私は思いますけれども、でも、受付をするという仕組み自体は、きちんと対応しなければならぬと思います。先日案内した男性も、新光の団地の4階に住んでいて、住み替えを相談したときに、そのときはヘルパーに相談したらしいのですけれども、市営住宅ではそういうことはできないのだと説得されて、87歳に至ったと聞いております。市民の中にもそういう中身が周知していないわけですから、せめて窓口に来たときには、適切なよくわかる対応をしていただきたいということをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

（建設）建築住宅課長

対応のことにつきましては、日々入居に関するものも含めて多くの問い合わせがあり、わかりやすいような対応を心がけているところでございますけれども、今、緑の団地について具体的な御指摘がございましたけれども、実際にどうしたことだったのかというのは、今把握してはございませんけれども、住み替えの中でも、一般にあきが出て公募します。公募したときに、仮当選者の後に仮補欠者というのが、年度当初ですと10名いまして、その後1年間にその住宅があけば、順次紹介できるような仕組みになってございまして、そこがあった場合は、そちらが優先になりますので、それが終わってから登録していく順番になるということ等があるのですけれども、そういうような親切なわかりやすい説明をしようとしていたと思いますので、今後はそういうことのないようにきちんと対応をしてみたいと思います。

中島委員

広報おたる6月号に市営住宅入居募集が掲載されていまして、市民はこれを大変関心を持って見ていて応募するのですが、ここに今話した緑A、3LDKというのがあったものですから、私はそのあいているところが募集になったのかと思って建築住宅課に聞きました。そうしますと、お話では、この緑Aの3LDKの中身は3か所あいているのだということで、それぞれ名前と階数を教えていただきました。しかし、市民が見たら、緑の住宅に1か所しかあいていないとしか思えないのです。なぜ3か所あいているとか、何階に1か所とか、もう少し詳しい案内はできないものなのか。住宅応募をする人方の身になれば、こういう不十分な情報で公募するというのは、もう少し改善の余地があると思います。私は、緑のことだけしか聞きませんでしたけれども、今回ここに書いてある塩谷中層とか、高島とかその他のところも、1か所以外にあいているところがある住宅もあるのではないですか。この件についてはどうですか。

（建設）建築住宅課長

広報おたるに記事としまして募集案内をするときに、戸数が出ていないということでございますけれども、基本的には、広報おたるは印刷をいたしますので、そういう原稿の校正とかがあるものですから、逆に、最初に戸数を1戸ですとか2戸と入れる中で、退去修繕等が終わりましたら戸数が増える形になるものですから、今までは戸数を出さない形で載せてございます。また、募集をしまして、実際に応募に来られて、今、指定管理者の窓口で募集

を行っているのですが、その際には、最終段階ですので、窓口で階数なり戸数がはっきりわかるような表示をしてございます。ただし、今、委員の御指摘のように、やはり市民の方が広報おたるを見てそういう、あきぐあいなどがより詳しくわかったほうが判断しやすいかと思しますので、この件につきましては、今後そういう表示をする方向で少し考えていきたいと思います。

中島委員

ぜひ御検討いただきたいのですが、そのときには階数も、1 階とか 2 階とか書いていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。